



WORLD
ANTI-DOPING
AGENCY
play true



WORLD ANTI-DOPING CODE
INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程

結果管理に関する国際基準

RESULTS MANAGEMENT

2021年1月1日発効

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



WORLD
ANTI-DOPING
AGENCY
play true



WORLD ANTI-DOPING CODE

世界アンチ・ドーピング規程

結果管理に関する国際基準

RESULTS MANAGEMENT

2021年1月1日発効

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

結果管理に関する国際基準

世界アンチ・ドーピング規程の「結果管理に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。この国際基準は、署名当事者、公的機関、その他関連するステークホルダーと協議の上で策定された。

「結果管理に関する国際基準」は、2019年11月7日、カトヴィツェにて、WADA常任理事会によりスポーツにおけるドーピングに関する世界会議において、初めて採択及び承認され、2021年1月1日に発効する。

発行：

World Anti-Doping Agency
Stock Exchange Tower
800 Place Victoria (Suite 1700)
PO Box 120
Montreal, Quebec
Canada H4Z 1B7
www.wada-ama.org

Tel: +1 514 904 9232
Fax: +1 514 904 8650
E-mail: code@wada-ama.org

目次

結果管理に関する国際基準	2
第1部 序論、世界規程の条項、国際基準の条項及び定義	6
1.0 序論及び適用範囲	6
2.0 世界規程の条項	6
3.0 定義及び解釈	7
3.1 世界規程の定義語で、本「結果管理に関する国際基準」において使用されているもの	7
3.2 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の定義語	15
3.3 「分析機関に関する国際基準」の定義語	16
3.4 「治療使用特例に関する国際基準」の定義語	17
3.5 「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」の定義語	18
3.6 「結果管理に関する国際基準」に固有の定義語	18
3.7 解釈	19
第2部 結果管理—一般原則	21
4.0 一般原則	21
4.1 結果管理の守秘義務	21
4.2 適時性	21
第3部 結果管理—裁定前	22
5.0 結果管理の第一段階	22

5.1	違反が疑われる分析報告	22
5.2	非定型報告	27
5.3	違反が疑われる分析報告又は非定型報告に関連しない事項	28
5.4	進行させない旨の決定	30
6.0	暫定的資格停止	30
6.1	適用範囲	30
6.2	暫定的資格停止の賦課	30
6.3	自発的な暫定的資格停止	32
6.4	通知	32
7.0	責任追及	33
第4部 結果管理—裁定		37
8.0	聴聞手続	37
9.0	決定	40
9.1	内容	40
9.2	通知	42
10.0	不服申立て	43
10.1	不服申立ての権利及び手段が準拠する規則は、 <i>世界規程</i> 第13条に規定されている。	43
10.2	<i>世界規程</i> 第13.2.2項の意味における国内の不服申立ての審理については、以下のとおりである。	43
10.3	CASに対する不服申立てについては、以下のとおりである。	44
11.0	資格停止期間中の参加禁止の違反	44
付属文書A – 不遵守の可能性の審査		45
A.1	責任	45
A.2	要件	45

付属文書 B – 居場所情報関連義務違反のための結果管理	47
B.1 居場所情報関連義務違反の可能性の判定	47
B.2 提出義務違反又は検査未了の可能性についての要件	48
B.3 居場所情報関連義務違反の可能性のための結果管理	50
付属文書 C – アスリート・バイオロジカル・パスポートのための結果管理要件及び手続	55
C.1 運営管理	55
C.2 初期審査段階	56
C.3 3名のエキスパートによる審査	61
C.4 電話会議、アスリート・バイオロジカル・パスポート書類の編集及び共同エキスパート報告	62
C.5 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の発行	62
C.6 競技者からの弁明の審査及び規律手続	63
C.7 パスポートのリセット	64

第 1 部 序論、世界規程の条項、国際基準の条項及び定義

1.0 序論及び適用範囲

「結果管理に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。

「結果管理に関する国際基準」の目的は、結果管理に関するアンチ・ドーピング機関の中核的な責務を定めることにある。結果管理の特定の一般原則を記述する（第 4 条）ことに加え、この国際基準は、アンチ・ドーピング規則違反の可能性の初期審査及び通知（第 5 条）から暫定的資格停止（第 6 条）、アンチ・ドーピング規則違反の主張及び措置の提案（第 7 条）、聴聞手続（第 8 条）から、決定の発行及び通知（第 9 条）並びに不服申立て（第 10 条）までの様々な段階に適用される中核的な義務についても定める。

この国際基準の義務的な性質及びアンチ・ドーピング機関による乖離が「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に基づく遵守措置を発生させる可能性にかかわらず、世界規程第 3.2.3 項に明示的に定める場合を除き、この国際基準からの乖離があっても、分析結果その他アンチ・ドーピング規則違反の証拠を無効化せず、アンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁を構成しないものとする。

世界規程に示された定義で、本国際基準において用いられる用語は、イタリック体にて示すものとする。本国際基準又は他の国際基準に示されている追加定義の用語には下線を引くものとする。

2.0 世界規程の条項

世界規程における以下の条項は、「結果管理に関する国際基準」に直接関係し、世界規程を参照することにより取得することができる。

- 世界規程 第 2 条 アンチ・ドーピング規則違反
- 世界規程 第 3 条 ドーピングの証明
- 世界規程 第 5 条 検査及びドーピング調査

- 世界規程 第 7 条 結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
- 世界規程 第 8 条 結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
- 世界規程 第 9 条 個人の成績の自動的失効
- 世界規程 第 10 条 個人に対する制裁措置
- 世界規程 第 11 条 チームに対する措置
- 世界規程 第 13 条 結果管理：不服申立て
- 世界規程 第 14 条 守秘義務及び報告
- 世界規程 第 15 条 決定の実施
- 世界規程 第 20 条 署名当事者及び WADA の追加的な役割及び責務

3.0 定義及び解釈

3.1 世界規程の定義語で、本「結果管理に関する国際基準」において使用されているもの

「ADAMS」とは、アンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のアンチ・ドーピング業務を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

「投与」とは、他の人による、禁止物質又は禁止方法の、提供、供給、管理、促進、その他使用又は使用の企てへの参加をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質又は禁止方法に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

「違反が疑われる分析報告」とは、「分析機関に関する国際基準」に適合する WADA 認定分析機関

又は WADA 承認分析機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確立されたものをいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告」とは、適用のある国際基準において記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

「アンチ・ドーピング機関」とは、ドーピング・コントロール手続の開始、実施又は執行に関する規則を採択する責任を負う WADA 又は署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の競技大会において検査を実施する主要競技大会機関、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関が挙げられる。

「**競技者**」とは、国際レベル（定義については各国際競技連盟が定める。）又は国内レベル（定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。）のスポーツにおいて競技するすべての人をいう。アンチ・ドーピング機関は、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング規則を適用することによりこれらの者を「**競技者**」の定義に含める裁量を有する。国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング機関は以下の事項を行う選択権を有する。限定した検査を行い若しくは検査を行わないこと、すべての禁止物質を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について検体分析を行うこと、限定的な居場所情報を要請し若しくは居場所情報を要請しないこと、又は、事前の TUE を要請しないこと。但し、アンチ・ドーピング機関が、国際レベル又は国内レベルに至らずに競技する競技者につき検査する権限を行使することを選択し、当該競技者が第 2.1 項、第 2.3 項又は第 2.5 項のアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、本規程に定める措置が適用されなければならない。第 2.8 項及び第 2.9 項並びにアンチ・ドーピング情報及び教育との関係では、本規程を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する人は、競技者に該当する。

〔**競技者の解説**：スポーツに参加する個人は 5 つの区分のうち一つに該当すると判断して差し支えない。1) 国際レベルの競技者、2) 国内レベルの競技者、3) 国際レベル又は国内レベルの競技者ではないが国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使することを選択した個人、4) レクリエーション競技者、及び、5) 国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使せず、又は権限を行使することを選択していない個人。すべての国際レベル又は国内レベルの競技者は本規程のアンチ・ドーピング規則の適用の対象となるが、国際レベル及び国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。〕

「アスリート・バイオロジカル・パスポート」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」において記載される、データを収集及び照合するプログラム及

び方法をいう。

「**企て**」とは、アンチ・ドーピング規則違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることをいう。但し、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。

「**非定型報告**」とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング調査を要求する旨の、WADA 認定分析機関又はその他の WADA 承認分析機関からの報告をいう。

「**アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告**」とは、該当する国際基準において、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

「**CAS**」とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「**本規程**」とは、世界アンチ・ドーピング規程をいう。

「**競技会**」とは、一つのレース、試合、ゲーム又は単独のスポーツでの競争をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの陸上競技 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に進められる競争及びその他のスポーツ競技のうち日々又はその他の中間的な基準で賞が授与されるものについては、適用される国際競技連盟の規則において**競技会**と**競技大会**との区別が定められる。

「**アンチ・ドーピング規則違反の措置**」（「**措置**」）とは、**競技者**又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの 1 又は 2 以上の**措置**が講じられることをいう。

(a) 「**失効**」とは、特定の**競技会**又は**競技大会**における**競技者**の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む**措置**が課される。

(b) 「**資格停止**」とは、一定期間にわたって、**競技者**又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、第 10.14.1 項の規定のとおり、**競技会**若しくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金拠出が停止されることをいう。

(c) 「**暫定的資格停止**」とは、第 8 条の規定に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、**競技者**又はその他の人による**競技会**への参加又は活動が暫定的に禁止されることをいう。

(d) 「**金銭的措置**」とは、アンチ・ドーピング規則違反を理由として賦課される金銭的制裁措置又はアンチ・ドーピング規則違反に関連する費用回収をいう。

(e) 「**一般開示**」とは、一般公衆又は第 14 条に基づき早期通知の権利を有する人以外の人に対する情報の拡散又は伝達をいう。チームスポーツにおけるチームもまた、第 11 条に定めるとおり**措置**に服する場合がある。

「**汚染製品**」とは、製品ラベル又は合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない**禁止物質**を含む製品をいう。

「**委託された第三者**」とは、アンチ・ドーピング機関が、ドーピング・コントロール又はアンチ・ドーピング教育プログラムの一面を委託する人をいい、当該アンチ・ドーピング機関のために検体採取その他ドーピング・コントロール・サービス若しくはアンチ・ドーピング教育プログラムを行う第三者若しくは他のアンチ・ドーピング機関、又は、当該アンチ・ドーピング機関のためにドーピング・コントロール・サービスを行う独立請負人として務める個人（例えば、雇用されていないドーピング・コントロール・オフィサー又はシャペロン）を含むが、これらに限られない。この定義は、CASを含まない。

「**失効**」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「**ドーピング・コントロール**」とは、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決及び措置の執行までのすべての段階及び過程（検査、ドーピング調査、居場所情報、TUE、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、結果管理並びに第 10.14 項（資格停止又は暫定的資格停止期間中の地位）の違反に関する調査又は手続を含むがこれらに限られない。）をいう。

「**競技大会**」とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別競技会のことをいう（例、オリンピック競技大会、国際競技連盟の世界選手権大会、パンアメリカン大会）。

「**金銭的措置**」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「**競技会（時）**」とは、競技者が参加する予定の競技会の前日の午後 11 時 59 分に開始され、当該競技会及び競技会に関係する検体採取手続の終了までの期間をいう。但し、国際競技連盟が特定の競技のために異なる定義が必要であることの説得力ある正当化事由を提供した場合には、WADA は当該競技のために代わりの定義を承認することができる。WADA が当該承認を行った場合には、当該特定の競技について、すべての主要競技大会機関はかかる代わりの定義に従うものとする。

[**競技会（時）の解説**：競技会（時）について普遍的に受諾された定義を有することは、すべての競技にわたり競技者間のより大きな調和をもたらし、競技会（時）検査の該当する時間枠に関する競技者間の混乱を除去し又は減少させ、競技大会中の競技会間における不注意による違反が疑われる分析報告を回避し、競技会外で禁止される物質からもたらされる潜在的な競技力向上の利益が競技会期間に持ち越されることを防ぐのに資するものである。]

「**資格停止**」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「**組織的な独立性**」とは、不服申立ての聴聞パネルは、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関から機関として完全に独立していなければならないことをいう。よってそれらはいかな

る方法によっても、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関により運営され、これに関連し又はその傘下にあってはならない。

「**国際競技大会**」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、又は、当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技大会又は競技会をいう。

「**国際レベルの競技者**」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合し、各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する競技者をいう。

[国際レベルの競技者の解説：国際競技連盟は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する限り、競技者を国際レベルの競技者に分類する上で使用する基準（例えば、ランキング、特定の国際競技大会への参加、ライセンスの種類など）を自由に決定することができる。但し、国際競技連盟は、競技者が国際レベルの競技者に分類されたときは、競技者にてこれを速やかにかつ容易に確認できるよう、当該基準を明確かつ簡潔な様式で公表しなければならない。例えば、当該基準が特定の国際競技大会への参加を含む場合には、当該国際競技連盟はそれらの国際競技大会の一覧を公開しなければならない。]

「**国際基準**」とは、本規程を支持する目的でWADAによって採択された基準をいう。（他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして）国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

「**主要競技大会機関**」とは、国内オリンピック委員会の大陸別連合及びその他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関であって、大陸、地域又はその他の国際競技大会の所轄組織として機能する機関をいう。

「**マーカー**」とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的変数であって、禁止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

「**18歳未満の者**」とは、18歳に達していない自然人をいう。

「**国内アンチ・ドーピング機関**」とは、国内において、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに結果管理の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。

「国内レベルの競技者」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する、各国内アンチ・ドーピング機関が定義する、国内レベルで競技する競技者をいう。

「運営上の独立性」とは、(1) 結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関又はその関連組織（例えば、メンバー連盟又は同盟）の理事会構成員、スタッフメンバー、委員会構成員、コンサルタント及びオフィシャル、並びに、案件のドーピング調査及び裁定前段階に関与している人が、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関の聴聞パネルのメンバー及び／又は事務局（当該事務局が判断の協議過程及び／又はドラフティング過程に関与している限りにおいて）に任命されてはならないこと、並びに、(2) 聴聞パネルが、アンチ・ドーピング機関その他第三者から干渉を受けることなく聴聞及び判断決定手続を行う地位にあることをいう。その目的は、聴聞パネルのメンバーその他聴聞パネルの判断に別途関与している個人が、事案のドーピング調査又は事案を進捗させる判断に関与していないことを確保することにある。

「競技会外」とは、競技会（時）以外の期間をいう。

「人」とは、自然人又は組織その他の団体をいう。

「保有」とは、実際に物理的に保有している状態又は擬制保有をいう（これに該当するものは、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は、禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、又は、支配を及ぼすことを意図している場合に限られる。）。但し、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は、禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を知っており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があった場合のみが擬制保有に該当する。但し、人が、アンチ・ドーピング規則に違反した旨の通知（種類は問わない。）を受ける前に、アンチ・ドーピング機関に対する明確な表明により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起していた場合には、当該保有のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質又は禁止方法の購入（電子的その他の方法を含む。）は、当該購入者による保有を構成する。

[保有の解説：本定義に基づき、競技者の車内において蛋白同化ステロイド薬が発見された場合、第三者がその自動車を用いていた旨を当該競技者が証明できなければ、違反が成立する。この場合、アンチ・ドーピング機関は、競技者本人が当該自動車を排他的に支配できない状態にあったとしても競技者は蛋白同化ステロイド薬の存在を知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったということを証明しなければならない。同様に、競技者とその配偶者が共同で管理している自宅の薬棚に蛋白同化ステロイド薬が発見された場合には、アンチ・ドーピング機関は、薬棚の

中に蛋白同化ステロイド薬が存在することを競技者が知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったことを証明しなければならない。禁止物質を購入する行為自体は、例えば、製品が届かず、他人がこれを受領し、又は、第三者の住所に送付された場合でも、保有を構成する。]

「**禁止表**」とは、禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。

「**禁止方法**」とは、禁止表に記載された方法をいう。

「**禁止物質**」とは、禁止表に記載された物質又は物質の分類をいう。

「**暫定聴聞会**」とは、第 7.4.3 項との関係において、第 8 条に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

[暫定聴聞会の解説:「暫定聴聞会」とは、事案における事実の完全な審査を伴わない可能性のある、予備的な手続にすぎない。競技者は暫定聴聞会の後、事案の本案につき、引き続き完全な聴聞を受ける権利を有する。これに対し、第 7.4.3 項に当該用語が使用される場所の「緊急聴聞会」とは、迅速な日程に基づき行われる本案に関する完全な聴聞会である。]

「**暫定的資格停止**」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「**一般開示**」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「**登録検査対象者リスト**」とは、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会（時）検査及び競技会外の検査の対象となり、またそのため 5.5 項及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い居場所情報を提出することを義務づけられる、国際競技連盟が国際レベルの競技者として、また国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルの競技者として各々定めた、最優先の競技者群のリストをいう。

「**結果管理**」とは、「結果管理に関する国際基準」の第 5 条に従った通知又は特定の事案（例えば、非定型報告、アスリート・バイオリジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反）において「結果管理に関する国際基準」の第 5 条に明示的に規定される当該通知手続から、責任追及過程を通じて第一審又は（不服申立てがあった場合には）不服申立て段階における聴聞手続の終了を含む案件の終局的な解決までの時間枠を包含する過程をいう。

「**検体**」又は「**標本**」とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

[**検体又は標本の解説**：一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]

「**署名当事者**」とは、第 23 条に定めるとおり、本規程を受諾し、これを実施することに同意した団体をいう。

「**特定方法**」については、第 4.2.2 項を参照すること。

「**特定物質**」については、第 4.2.2 項を参照すること。

「**濫用物質**」については、第 4.2.3 項を参照すること。

「**実質的な支援**」：第 10.7.1 項との関係において、実質的な支援を提供する人は、(1) 自己が保有するアンチ・ドーピング規則違反その他第 10.7.1.1 項に記載された手続に関するすべての情報を署名入りの書面又は録音された面談により完全に開示し、(2) アンチ・ドーピング機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案又は案件のドーピング調査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、開始された事案又は手続の重大な部分を構成するものでなければならない。仮に事案又は手続が開始されていない場合には、事案又は手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

「**不正干渉**」とは、ドーピング・コントロール手続を覆すが、別途禁止方法の定義に含まれない意図的な行為をいう。不正干渉は、一定の作為又は不作為を目的として贈賄又は収賄を行うこと、検体の採取を妨害すること、検体の分析に影響を与え又はこれを不可能にすること、アンチ・ドーピング機関又は TUE 委員会若しくは聴聞パネルに提出される文書を偽造すること、証人から虚偽の証言をさせること、結果管理又は措置の賦課に影響を与えるためにアンチ・ドーピング機関又は他の聴聞機関に他の詐欺的行為を行うこと、及びドーピング・コントロールの側面に対する類似の意図的な妨害又は妨害の企てを含むが、これらに限られない。

[**不正干渉の解説**：例えば、本項は、検査中にドーピング・コントロール・フォームにおける識別番号を改変すること、B 検体の分析時に B のボトルを破壊すること、異物を追加することにより検体を改変すること、又は、ドーピング・コントロール手続で証言若しくは情報を提供した潜在的な証人若しくは証人を威嚇し、威嚇しようとすることを禁止する。不正干渉とは、結果管理手続中に発生する不正行為も含む。第 10.9.3.3 項を参照すること。しかし、アンチ・ドーピング規則違反の責任追及に対する人の正当な防衛の一環として取られた行動は、不正干渉とはみなされないものとする。ドーピング・コントロール・オフィサー又はドーピング・コントロールに関わる他の人

に対する攻撃的な行為であって、別途不正干渉を構成しない行為は、スポーツ団体の規律規則で取り扱われるものとする。]

「**特定対象検査**」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定める基準に基づき、検査のために特定の競技者を抽出することをいう。

「**テクニカルドキュメント**」とは、国際基準に規定されるとおりの特定のアンチ・ドーピングの主題についてのテクニカルな義務的要件を含む、WADAが採択し、随時公表する文書をいう。

「**検査**」とは、ドーピング・コントロール手続のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の搬送を含む部分をいう。

「**治療使用特例 (TUE)**」とは、医療上の症状を有する競技者が禁止物質又は禁止方法を使用することを認めるものである。但し、第4.4項及び「治療使用特例に関する国際基準」に定める条件が充足される場合に限る。

「**使用**」とは、いずれの禁止物質又は禁止方法において、手段を問わず、これを利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取することをいう。

「**WADA**」とは、世界アンチ・ドーピング機構をいう。

3.2 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の定義語

「ドーピング・コントロール・オフィサー (又は DCO)」とは、検体採取機関により養成され、権限を与えられた役職員であって、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」にて DCO に付与された責任を遂行するものをいう。

「エキスパート」とは、アンチ・ドーピング機関及び／又はアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットによって選ばれた、関連分野の知識を有するエキスパート及び／又はエキスパートパネルであって、パスポートの評価を提供する責任を負う者をいう。エキスパートは、アンチ・ドーピング機関の外部者でなければならない。

血液モジュールについて、エキスパートパネルは、血液ドーピングに適用されるところに従い、臨床及び分析機関の血液学（血液の病的状態の診断）、スポーツ医学、又は運動生理学の1つ以上の分野の資格を有する3名以上のエキスパートにより構成されるべきである。ステロイド・モジュールについて、エキスパートパネルは、分析機関におけるステロイドの分析、ステロイド・ドーピング及び代謝及び／又は内分泌学の分野の資格を有する3名以上の個人により構成されるべきである。両方のモジュールについても、エキスパートパネルは、すべての関連する分野が代表されるよう、相補う知識を有するエキスパートにより構成されるべきである。エキスパートパネルは、3名

以上の任命されたエキスパートのリスト、及び任命されたエキスパートのいずれか又はアンチ・ドーピング機関のアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの要請により必要とされるアドホックの追加的なエキスパートを含む場合がある。

「検体採取機関」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に従い検体の採取を行う責任を有する機関をいう。(1) 検査管轄機関そのもの、又は、(2) 検査管轄機関が自己の責任権限を付与し又は業務を委託した委託された第三者（但し、検体採取に関し、世界規程の下、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に従う究極的な責任は、検査管轄機関が常に負う。）の別を問わない。

「検体採取セッション」とは、最初の接触があつてから、競技者が検体を提出した後ドーピング・コントロール・ステーションを退出するまでの、競技者に直接関わる一連の行動すべてをいう。

「検査管轄機関」とは、自己が権限を有する競技者に対する検査を授権するアンチ・ドーピング機関をいう。当該アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング機関の権限及び規則に従い検査を行うよう、委託された第三者に授権することもできる。当該授権は文書化されるものとする。検査を授権するアンチ・ドーピング機関は検査管轄機関であり続け、検査を行う委託された第三者が「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件を遵守してこれを行うことを確保することにつき終局的に責任を負う。

「試みの失敗に関する報告」とは、登録検査対象者リスト又は検査対象者リスト上の競技者から検体を採取する試みの失敗に関する詳細な報告であつて、試みの日付、訪問場所、当該場所への正確な到着時刻及び当該場所での退出時刻、当該場所にて競技者を探すためにとられた手段（第三者との接触に関する詳細も含む）、及び、試みに関するその他の詳細を示したものをいう。

「居場所情報提出」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第4.8項に従い、次の四半期における競技者の居場所を示す情報であつて、登録検査対象者リスト（又は、該当する場合には検査対象者リスト）における当該競技者により又は当該競技者のために提出された情報をいう。

3.3 「分析機関に関する国際基準」の定義語

「Adaptive Model」とは、競技者からの長期的結果の異常を特定するために設計された数理モデルをいう。このモデルは、競技者が通常の生理上の状態であると推定されるマーカー値の長期的プロフィールの確率を算定する。

「アスリート・パスポート・マネジメント・ユニット (APMU)」とは、パスポート保有機関に代わつてADAMSにおいてアスリート・バイオロジカル・パスポートの適時の管理について責任を負う人

により構成されるユニットをいう。

「確認分析手続 (CP)」とは、一つ以上の特定の禁止物質、禁止物質の代謝物、又は検体における禁止物質若しくは禁止方法の使用のマーカの存在を確認し、並びに／又は、該当する場合にはその濃度／比率／スコア、及び／若しくは、(外因性又は内因性の)由来を立証する目的を有する分析検査手続をいう。

「独立立会人」とは、分析検査手続の一部に立ち会うために検査管轄機関、分析機関又は WADA により要請される人をいう。独立立会人は、競技者及びその同伴者、分析機関、検体採取機関、検査管轄機関／結果管理機関又は WADA (該当するもの) から独立しているものとする。独立立会人は自己の役務提供のために補償を受ける場合がある。

「分析機関」とは、禁止表上の禁止物質又は禁止方法の検出及び／又は同定のため、並びに、場合により、ドーピング・コントロール活動の文脈において尿検体その他生物が試料において閾値物質の測定のために証拠となるデータを提供する検査方法及び手続を適用する WADA 認定分析機関をいう。

「分析機関書類」とは、分析機関書類 (TD LDOC) のために WADA テクニカルドキュメント に定めるとおり違反の疑われる分析報告等の分析結果を支持するために分析機関が作成する資料をいう。

「定量下限 (LOQ)」とは、分析の技術的パフォーマンスに関する分析的パラメーターをいう。規定された検査条件の下において許容可能な精度及び正確度 (即ち、許容可能な測定の不確かさ) をもって定量的に決定されうる、検体における分析物の最低濃度をいう。

「閾値物質」とは、外因性又は内因性の禁止物質又は禁止物質の代謝物若しくはマーカであって、それが特定され、事前に定められた判断限界を上回る (例えば、濃度、比率、スコアの) 分量が測定された場合に、又は、該当するときは、外因性のものであることが証明された場合に、違反が疑われる分析報告を構成するものをいう。閾値物質は、判断限界に関するテクニカルドキュメント (TD DL) においてこのように特定される。

3.4 「治療使用特例に関する国際基準」の定義語

「治療」とは、薬物又は医学的方法により、疾患に対し、処置を行うこと若しくはその処置に係ること、又は、治療の提供若しくは援助することをいう。

3.5 「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」の定義語

「個人情報」とは、個人が特定された若しくは特定可能な参加者又は専らアンチ・ドーピング機関によるアンチ・ドーピング活動に関してのみその情報が処理される他のの人に関連する情報で、機微な個人情報を含むが、これに限られない情報をいう。

[個人情報の解説：個人情報は、競技者の氏名、生年月日、詳細な連絡先及び所属しているスポーツ団体、居場所情報、(該当する場合)指定されたTUE、アンチ・ドーピング検査結果並びに結果管理(規律のための聴聞会、不服申立て及び制裁措置を含む。)に関する情報を含むが、これに限られないものと理解されている。個人情報はさらに、アンチ・ドーピング活動において競技者と協働し、競技者を治療し、又は支援する医学専門家及びその他の人などに関する、個人についての詳細な情報及び連絡先の情報も含む。当該情報が処理されるすべての期間において、関係する個人が組織化されたスポーツに関係し続けるか否かを問わず、当該情報は個人情報であり続け、本国際基準による規制を受ける。]

3.6 「結果管理に関する国際基準」に固有の定義語

「アスリート・バイオロジカル・パスポート書類」とは、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告を裏付けるため、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットによって作成された資料をいう。これには、分析データ、エキスパートパネルのコメント、交絡因子の証拠、及びその他の関連する補足情報を含むが、これらに限られない。

「エキスパートパネル」とは、関連する分野の知識を有し、アンチ・ドーピング機関及び／又はアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットにより選任され、パスポートの評価を提供することにつき責任を負うエキスパートをいう。エキスパートは、血液モジュールについて、臨床血液学(血液病理状態の診断)、スポーツ医療又は運動生理学の領域のうち一つ以上について知識を有するべきである。エキスパートは、ステロイド・モジュールについて、分析機関の分析、ステロイド・ドーピング及び／又は内分泌学について知識を有するべきである。エキスパートパネルは、両方のモジュールについて、すべての関連する分野が代表されるよう、相補う知識を有するエキスパートにより構成されるべきである。エキスパートパネルは、少なくとも3名の選任されたエキスパート、及び選任されたエキスパートのいずれか又はアンチ・ドーピング機関のアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの要請により必要とされるアドホックの追加的なエキスパートのリストを含めることができる。

「不遵守」とは、世界規程第2.3項及び／又は第2.5項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を記述するために使用される用語をいう。

「提出義務違反」とは、競技者(又は競技者が提出義務の履行を委任した第三者)において、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第4.8項及び「結果管理に関する国際基準」の付属文書B.2

項に従い、居場所情報提出にて示された時間及び場所において検査するために競技者の居場所を特定できるように正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務、又は、必要に応じてその居場所情報提出が引き続き正確かつ完全であることを確保するために当該居場所情報を更新する義務を履行しないことをいう。

「聴聞手続」とは、聴聞パネル又は裁決機関に案件を付託してから聴聞パネルによる決定の発行及び通知まで（第一審又は不服申立てにおけるかを問わない）の時間枠を包含する手続をいう。

「検査未了」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第4.8項及び「結果管理に関する国際基準」の付属文書B.2項に従い、対象日に、居場所情報提出で指定された60分の時間枠にて特定された場所及び時間において行われる検査に、競技者が応じないことをいう。

「パスポート」とは、個人の競技者に固有のすべての関連データを照合したものをいう。マーカールの長期的なプロフィール、特定の競技者に固有の異なる因子、及びマーカールの評価に役立ち得る他の関連情報を含む。

「パスポート保有機関」とは、当該競技者のパスポートの結果管理、及び当該競技者のパスポートに結び付けられた関連情報を他のアンチ・ドーピング機関と共有することに責任を負うアンチ・ドーピング機関をいう。

「結果管理機関」とは、特定の事案において結果管理を行うことにつき責任を負うアンチ・ドーピング機関をいう。

「居場所情報関連義務違反」とは、提出義務違反又は検査未了をいう。

3.7 解釈

3.7.1 「結果管理に関する国際基準」の正文は、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合には、英語版が優先するものとする。

3.7.2 *世界規程*と同様に、「結果管理に関する国際基準」は、比例性の原則、人権、その他の適用される法的原則を考慮して起草されている。本国際基準は、それらに照らして解釈され、適用されるものとする。

3.7.3 「結果管理に関する国際基準」の各条項に注釈として付された解説は、本国際基準を解釈するために用いられるものとする。

3.7.4 別段明示される場合を除き、条項への言及は、いずれもこの「結果管理に関する国際基準」の条項に対する言及である。

3.7.5 「結果管理に関する国際基準」に使用されている「日」という用語は、別段明示される場合を除き、暦日をいうものとする。

3.7.6 「結果管理に関する国際基準」の付属文書は、国際基準のその他の部分と同様に義務的事項である。

第2部 結果管理— 一般原則

4.0 一般原則

4.1 結果管理の守秘義務

世界規程第14条又は本国際基準に基づき必要とされ又は許可される開示（一般開示を含む。）を除き、結果管理に関するすべての手続は秘密とする。

4.2 適時性

公平かつ効果的なスポーツの正義のために、アンチ・ドーピング規則違反は適時に責任追及されるべきである。関連するアンチ・ドーピング規則違反の種類にかかわらず、かつ複雑な問題又はアンチ・ドーピング機関の管理下でない遅延（例えば、競技者又はその他の人の責任に起因する遅延）を除き、アンチ・ドーピング機関は、下記第5条のとおり、通知から6ヶ月以内に（第一審での聴聞手続を含め）結果管理を終了することができるようにすべきである。

[第4.2項の解説：6ヶ月間の期間はガイドラインであり、重度の及び／又は反復的な不履行の場合のみ結果管理機関の遵守の観点からの措置につながる場合がある。]

第3部 結果管理—裁定前

5.0 結果管理の第一段階

この第5条は、以下のとおり、結果管理の第一段階に適用される手続を定める。違反が疑われる分析報告（第5.1項）、非定型報告（第5.2項）、並びに、不遵守（第5.3.1.1項）、居場所情報関連義務違反（第5.3.1.2項）及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告（第5.3.1.3項）を含む他の事項（第5.3項）。また、第5.3項の範囲に該当する事項に関連する通知要件は第5.3.2項に記述されている。

[第5条の解説：主要競技大会機関のアンチ・ドーピング規則が限定された結果管理の迅速な解決について定める場合には、当該主要競技大会機関のアンチ・ドーピング規則は、競技者又はその他の人に対し1回のみ通知が行われることを定めることができる。その通知文書の内容は、第5条の条項に準じて作成されるべきである。]

5.1 違反が疑われる分析報告

5.1.1 初期審査

結果管理機関は、違反が疑われる分析報告を受領するにあたり、(a)「治療使用特例に関する国際基準」に定めるとおり適用されるTUEが付与され又は今後付与されるか否か（第5.1.1.1項）、(b)違反が疑われる分析報告の原因となった「検査及びドーピング調査に関する国際基準」又は「分析機関に関する国際基準」からの明白な乖離があったか否か（第5.1.1.2項）及び/又は(c)違反が疑われる分析報告が、認められた経路を通じた関連する禁止物質の摂取に起因することが明白であるか否か（第5.1.1.3項）を判断するために審査を行うものとする。

5.1.1.1 治療使用特例

5.1.1.1.1 結果管理機関は、TUEが存在するか否かを判断するために、ADAMS及び競技者のためにTUEを承認した可能性のある他のアンチ・ドーピング機関（例えば、国内アンチ・ドーピング機関又は国際競技連盟）における競技者の記録を参照するものとする。

[第5.1.1.1.1項の解説：禁止表及び閾値物質の確認計量のための判断限界のためのテクニカルドキュメント（TD DL）に従い、利尿薬又は隠蔽薬と一緒に、（禁止表で特定される）特定の閾値物質が分量を問わず、いつでも又は競技会（時）に競技者の検体から検出された場合には、競技者が利尿薬又は隠蔽薬のために付与されたTUEに加え当該物質について承認されたTUEを有している場合を除き、これは違反が疑われる分析報告であるとみなされる。よって、このような検出があった

場合には、結果管理機関は、当該競技者が、検出された閾値物質について承認された TUE を有しているか否かについても判断するものとする。]

5.1.1.1.2 初期審査により、競技者が適用される TUE を有していることが判明した場合には、結果管理機関は、TUE の特定の要件が遵守されているか否かを判断するために、必要に応じて継続審査を行うものとする。

5.1.1.2 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び／又は「分析機関に関する国際基準」からの明白な乖離

結果管理機関は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び／又は「分析機関に関する国際基準」からの乖離が存在するか否かを判断するために、違反が疑われる分析報告を審査しなければならない。これは、違反が疑われる分析報告を裏付けるため、分析機関によって作成された分析機関書類（審査時に利用可能な場合）、並びに関連するドーピング・コントロール・フォーム及び検査文書の審査を含む場合がある。

5.1.1.3 認められた経路を通じた明白な摂取

違反が疑われる分析報告が、禁止表に従い、特定の経路を通じて許可される禁止物質に関連する場合には、結果管理機関は、当該禁止物質が認められた経路を通じて投与されたものとみられるか判断するために、関連する入手可能な文書（例えば、ドーピング・コントロール・フォーム）を参照し、また、そのようにみられる場合には、違反が疑われる分析報告が明白な摂取経路と両立可能であるか否かを判断するために専門家に相談するものとする。

[第 5.1.1.3 項の解説：明確化のために付言すると、初期審査の結果は、競技者が、自己の禁止物質の使用が認められた経路に由来するものであることを、結果管理の後の段階で主張することを妨げないものとする。]

5.1.2 通知

5.1.2.1 違反が疑われる分析報告のレビューの結果、「治療使用特例に関する国際基準」に定めるとおり、適用される TUE 若しくは適用される TUE への権利、又は、違反が疑われる分析報告の原因となった「検査及びドーピング調査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離が判明しなかった場合、又は、違反が疑われる分析報告が、承認された経路を通じた関連禁止物質の摂取に起因することが明白であると判明しなかった場合には、結果管理機関は競技者に以下の事項を速やかに通知するものとする。

a) 違反が疑われる分析報告

[第 5.1.2.1 項 a) の解説：違反が疑われる分析報告がサルブタモール、ホルモテロール、ヒト絨毛性ゴナドトロピン又はテクニカルドキュメントにおいて特定の結果管理要件の対象となる別の禁止物質に関連する場合には、結果管理機関はさらに第 5.1.2.2 項も遵守するものとする。競技者は、ドーピング・コントロール・フォーム及び分析機関の結果の写しを含む、関連文書の提供を受けるものとする。]

b) 違反が疑われる分析報告が、世界規程第 2.1 項及び／又は第 2.2 項のアンチ・ドーピング規則違反並びに適用される措置の結果を招来する可能性があるという事実

[第 5.1.2.1 項 b) の解説：事案が、違反が疑われる分析報告に関連する場合には、結果管理機関は、競技者に対する通知及び責任追及文書（第 7 条）において、常に世界規程第 2.1 項及び第 2.2 項の両方に言及すべきである。結果管理機関は、従前のアンチ・ドーピング規則違反が存在するか否かを判断するために、ADAMS を照会し、WADA その他の関連アンチ・ドーピング機関に連絡を取るものとし、当該情報を適用される措置を決定する際の考慮に入れるべきである。]

c) 「B」検体の分析を要請する競技者の権利があり、当該要請を行わない場合には、「B」検体の分析が撤回不能な形で放棄されたものとみなされる場合があること

[第 5.1.2.1 項 c) の解説：結果管理機関は、競技者が「B」検体の分析を要請せず、又は「B」検体の分析に関する自己の権利を明示的若しくは黙示的に放棄した場合であっても、依然として「B」検体の分析を要請することができる。結果管理機関は、自己のアンチ・ドーピング規則において、「B」検体の分析費用は、競技者がこれを負担する旨定めることができる。]

d) 「分析機関に関する国際基準」に従い、競技者及び／又は競技者の同伴者が「B」検体の開封と分析に立ち会う機会を有すること

e) 競技者が、「分析機関に関する国際基準」により要請される情報を含む、「A」検体の分析機関書類の写しを求める権利を有すること

[第 5.1.2.1 項 e) の解説：この要請は結果管理機関に対して行われ、分析機関に対しては直接行われないものとする。

結果管理機関は、分析機関書類の発行に関する費用は競技者がこれを負担する旨、自己のアンチ・ドーピング規則において定めることができる。]

f) 競技者が、短期の期限内に弁明を提供する機会を有すること

- g) 競技者が、世界規程第 10.7.1 項に定めるとおり実質的な支援を提供し、アンチ・ドーピング規則違反を自認し、世界規程第 10.8.1 項（該当する場合）に基づき暫定的資格停止期間の 1 年間の短縮を受ける利益を享受する可能性があり、又は、世界規程第 10.8.2 項に基づき事案解決合意を締結することを求める機会を有すること
- h) 第 6 条（該当する場合）に従い、暫定的資格停止（競技者が自発的な暫定的資格停止を受諾することが可能である旨を含む。）に関連するあらゆる事項。

5.1.2.2 加えて、違反が疑われる分析報告が下記に定める禁止物質に関連する場合には、結果管理機関は、

- a) サルブタモール又はホルモテロール：競技者が管理された薬物動態研究を通して、違反が疑われる分析報告が、禁止表のクラス S3 で示される最大服用量までの吸入による治療使用服用の結果であった旨立証することができることについて、通知文書で競技者に知らせるものとする。競技者はさらに管理された薬物動態研究の主要な指針原則について知らされるものとし、管理された薬物動態研究を行うことのできる分析機関のリストの提供を受けるものとする。競技者は、管理された薬物動態研究を行うことを意図するか否かを示すために 7 日間の期限を付与されるものとし、かかる意向が示されない場合には、結果管理機関は結果管理を進めることができる。
- b) 尿製ヒト絨毛性ゴナドトロピン：男性競技者における尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン（hCG）及び黄体形成ホルモン（LH）の所見の報告及び管理に関する 2019 年テクニカルドキュメント（TD2019CG/LH）第 6 条又は当該テクニカルドキュメントの改訂バージョンに定める手続に従う。
- c) テクニカルドキュメントその他 WADA が発行する文書において特定の結果管理要件の対象となる別の禁止物質：関連するテクニカルドキュメントその他 WADA が発行する文書に定める手続に従う。

5.1.2.3 また、結果管理機関は、競技者又は結果管理機関が「B」検体の分析を要請することを選択した場合のために、「B」検体の分析のために予定された日、時間及び場所を示すものとする。結果管理機関は、第 5.1.2.1 項に記載する通知文書において、又は競技者（又は結果管理機関）が「B」検体の分析を要請した後速やかに後続のレターにおいて、これを行うものとする。

[第 5.1.2.3 項の解説:「分析機関に関する国際基準」の第 5.3.4.5.4.8.5 項に従い、「B」検体の確認は、「A」検体の違反が疑われる分析報告が報告されてから少なくとも 3 ヶ月以内に、可及的速やかに行われるべきである。]

「B」検体の確認の時期は、状況がそれを正当化する場合には、延期の可能性なく、短期間で厳格に確定される場合がある。これは、主要競技大会中若しくはその直前若しくは直後の検査との関連において、又は「B」検体の分析の更なる延期が検体の劣化のリスクの重大な増加を生じさせる場合には、特にあてはまりうるが、これらの場合に限られない。]

5.1.2.4 競技者が「B」検体の分析を要請するが、自己及び／又はその同伴者が結果管理機関が示す予定日に応じることができない旨主張する場合には、結果管理機関は、分析機関と連携して（少なくとも）2つの代替日を提案するものとする。

[第 5.1.2.4 項の解説:代替日は、(1) 競技者が応じることができない理由、及び (2) 検体の劣化を回避し、適時の結果管理を確保する必要性を考慮に入れるべきである。]

5.1.2.5 競技者及びその同伴者が提案された代替日に応じることができない旨主張する場合には、結果管理機関は、分析機関に対し、これにかまわず手続を進めること、及び、「B」検体の容器が不正干渉の徴候を示さず、識別番号が検体採取文書の番号と一致することを検証するために、独立立会人を任命するよう指示するものとする。

[第 5.1.2.5 項の解説: 独立立会人は、競技者が、自己が出席し及び／又は代理される意向を表明したとしても任命される場合がある。]

5.1.2.6 「B」検体の分析の結果、「A」検体の分析の結果が追認された場合には、結果管理機関は、当該結果について速やかに競技者に通知するものとし、競技者に対し自己の弁明を提供し又は補充するよう短期の期限を付与するものとする。また、競技者は、該当する場合には、世界規程第 10.8.1 項に基づく資格停止期間の 1 年間の短縮の利益を享受すべく、アンチ・ドーピング規則違反を自認し、及び／又は、世界規程第 7.4.4 項に従い暫定的資格停止期間を自発的に受諾する可能性を与えられるものとする。

5.1.2.7 競技者から弁明を受けるにあたり、結果管理機関は、特定の期限内に競技者からの更なる情報及び／又は文書を要求し、弁明の妥当性を評価するために第三者と連携することができるが、これに限られない。

[第 5.1.2.7 項の解説: 陽性結果が、認められた経路（例えば、吸入、経皮又は眼科使用により）の対象となる禁止物質に関連し、競技者が当該陽性結果が認められた経路に由来するものである旨主張した場合には、結果管理機関は、結果管理を進行させない旨決定する前に、第三者（科学専門家

を含む。)に連絡を取ることであり当該弁明の信用性を評価すべきである。]

5.1.2.8 この第 5.1.2 項に基づき競技者に提供された伝達事項は、結果管理機関から競技者の国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び WADA にも同時に提供されるものとし、速やかに ADAMS に報告されるものとする。

[第 5.1.2.8 項の解説：競技者に対する伝達においてまだ伝えられていない限りにおいて、この通知は（該当する場合には）以下の情報を含むものとする。競技者の氏名、国、競技及び競技種目、検査が競技会（時）であったか競技会外であったか、検体採取の日、分析機関が報告した分析結果その他「検査及びドーピング調査に関する国際基準」により要請される情報。]

5.2 非定型報告

5.2.1 非定型報告を受領するにあたり、結果管理機関は、(a)「治療使用特例に関する国際基準」に定めるとおり（類推によって第 5.1.1.1 項を参照すること。）、適用される TUE が付与され又は今後付与されるか否か、(b) 非定型報告（類推によって第 5.1.1.2 項を参照すること。）の原因となった「検査及びドーピング調査に関する国際基準」又は「分析機関に関する国際基準」からの明白な乖離が存在するか否か、及び／又は (c) 禁止物質の摂取が認められた経路を通じたものであることが明白であるか否か（類推によって第 5.1.1.3 項を参照すること。）を決定するために審査を行うものとする。当該審査の結果、適用される TUE、非定型報告の原因となった明白な乖離又は認められた経路を通じた摂取が判明しなかった場合には、結果管理機関は要請される調査を行うものとする。

[第 5.2.1 項の解説：関連する禁止物質がテクニカルドキュメントにおける特定の結果管理要件の対象となっている場合には、結果管理機関はそこに定める手続にも従うものとする。

さらに、結果管理機関は、どの調査手順が履行されるかを決定するために WADA に連絡を取ることができる。これらの調査手順は特定の通知その他の文書において WADA がこれを規定する場合がある。]

5.2.2 結果管理機関は、以下のいずれかの状況が存在する場合を除き、自己の調査を完了し、非定型報告を、違反が疑われる分析報告として提起するか否かを判断するまで非定型報告の通知を行う必要はない。

- a) 結果管理機関が自己の調査の完了に先立ち、「B」検体が分析されるべきであると判断した場合には、結果管理機関は、競技者に通知（当該通知は非定型報告の説明及び第

5.1.2.1 項 c) から e) 及び第 5.1.2.3 項で記載される情報を含むものとする。) した後に「B」検体の分析を行うことができる。

b) 結果管理機関が、主要競技大会機関又はスポーツ団体が提供したリストにおいて特定された競技者が審査中の非定型報告を有するか否かを開示するよう、国際競技大会の直前に主要競技大会機関からの要請、又は国際競技大会のチームメンバー選択のための差し迫った期限に間に合わせる責任を負うスポーツ団体からの要請を受けた場合には、結果管理機関は、先に非定型報告の通知を競技者に行ってから当該競技者を特定するものとする。又は、

c) 資格を有する医療又は専門家人員の意見によれば、非定型報告が、緊急の医療上の注意を必要とする重大な病理に関係している可能性が高い場合。

5.2.3 調査が完了した後に結果管理機関が非定型報告を違反が疑われる分析報告として追及することを決定した場合には、当該手続は、第 5.1 項の規定に準じて従うものとする。

5.3 違反が疑われる分析報告又は非定型報告に関連しない事項

5.3.1 特定の事案

5.3.1.1 不遵守の可能性の報告

不遵守の可能性に関する結果管理の裁定前段階は、「付属文書 A – 不遵守の可能性の審査」に定めるとおり行われるものとする。

5.3.1.2 居場所情報関連義務違反

居場所情報関連義務違反の可能性に関する結果管理の裁定前段階は、「付属文書 B – 居場所情報関連義務違反のための結果管理」に定めるとおり行われるものとする。

5.3.1.3 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告

非定型報告がない場合にアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットがエキスパートに提出したアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告又はパスポートの結果管理の裁定前段階は、「付属文書 C – アスリート・バイオロジカル・パスポートのための結果管理要件及び手続」に定めるとおり行われるものとする。

5.3.2 特定の事案その他第 5.3 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知

5.3.2.1 競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行ったと結果管理機関が考えるときは、結果管理機関は競技者に対し以下の事項を速やかに通知するものとする。

- a) 関連するアンチ・ドーピング規則違反及び適用される措置、
- b) 主張の基となった関連する事実状況、
- c) 競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行ったことを証明すると結果管理機関が考える事実を裏付ける関連証拠、
- d) 競技者又はその他の人が合理的な期限内に弁明を提供する権利を有すること、
- e) 世界規程第 10.7.1 項に定めるとおり実質的な支援を提供し、世界規程第 10.8.1 項（該当する場合）に基づきアンチ・ドーピング規則違反を自認し資格停止期間の 1 年間の短縮の利益を受け、又は世界規程第 10.8.2 項に基づき事案解決合意を締結することを求める機会を有すること、並びに
- f) 第 6 条（該当する場合）に従い、暫定的資格停止（競技者又はその他の人が自発的な暫定的資格停止を受諾することができる旨を含む。）に関連する事項。

5.3.2.2 競技者又はその他の人の弁明を受けるにあたり、結果管理機関は、定められた期限内に競技者又はその他の人からの更なる情報及び／又は文書を要請し、又は当該弁明の妥当性を評価するために第三者と連携することができるが、これに限られない。

5.3.2.3 競技者又はその他の人に提供された伝達事項は、結果管理機関から競技者又はその他の人の国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び WADA にも同時に提供されるものとし、速やかに ADAMS に報告されるものとする。

[第 5.3.2.3 項の解説：競技者又はその他の人に対する伝達事項でまだ伝えられていない限りにおいて、当該通知は以下の情報（該当する場合）を含むものとする。競技者の氏名、国、競技及び競技種目。]

5.4 進行させない旨の決定

第7条に基づく責任追及に至るまでの結果管理中に、時期を問わず、結果管理機関が案件を進行させない旨を決定した場合には、結果管理機関は、競技者又はその他の人に通知しなければならない（但し、競技者又はその他の人が既に進行中の結果管理について知らされていた場合に限る。）、世界規程第13.2.3項に基づく不服申立ての権利を有するアンチ・ドーピング機関に対し（理由付きの）通知を付与しなければならない。

6.0 暫定的資格停止

6.1 適用範囲

6.1.1 原則として、暫定的資格停止は、第8条に基づく聴聞会において終局的な判断が下されるまで、世界規程第10.14.1項に従い、いかなる立場においても競技者又はその他の人による競技会又はその他活動への参加が暫定的に禁止されることを意味する。

6.1.2 結果管理機関が競技大会の所轄組織であり又はチーム選考について責任を負う場合には、当該結果管理機関の規則は、暫定的資格停止が競技大会のそれぞれのチーム選考の範囲に限定される旨定めるものとする。第5条に基づく通知にあたり、競技者又はその他の人の国際競技連盟は、競技大会の範囲を超えて暫定的資格停止について責任を負うものとする。

6.2 暫定的資格停止の賦課

6.2.1 強制的な暫定的資格停止

6.2.1.1 世界規程第7.4.1項に従い、当該条項で特定される署名当事者は、違反が疑われる分析報告又はアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告が（アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査手続の完了にあたり）特定物質又は特定方法以外の禁止物質又は禁止方法について受領されたとき、世界規程第7.2項により要請される審査及び通知の際に又はその後速やかに暫定的資格停止が賦課される旨定める規則を採択するものとする。

[第6.2.1.1項の解説：世界規程第7.2項により要請される審査及び通知は第5条に定められている。]

6.2.1.2 以下の場合には、強制的な暫定的資格停止は排除される場合がある。(i) 競技者が聴聞パネルに対し、違反が汚染物質に関係している可能性が高いことを立証した場合、又は(ii) 違反が濫用物質に関し、競技者が世界規程第10.2.4.1項に基づく短縮された資格停止期間に対し権利を有することを立証した場合。汚染物質に関する競技者の主張を理由として強制的な暫定的資格停止を排除しない旨の聴聞機関の決定に対しては不服申立てをすることはできない。

6.2.2 任意的な暫定的資格停止

6.2.2.1 世界規程第 7.4.2 項に従い、署名当事者は、署名当事者が所轄組織である競技大会に対し、若しくは署名当事者が責任を負うチーム選考手続に対し適用される、又は署名当事者が該当する国際競技連盟であり若しくは主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対し結果管理権限を有する場合には、競技者の「B」検体の分析又は世界規程第 8 条に定められるとおりの最終的な聴聞に先立ち、世界規程第 7.4.1 項により対象とされないアンチ・ドーピング規則違反について暫定的資格停止が賦課されることを認める規則を採択することができる。また、任意的な暫定的資格停止は、別段の定めがない限り、第 8 条に基づく聴聞パネルの決定に先立ち、いつでも結果管理機関の裁量により解除される場合がある。

[第 6.2.2 項の解説：任意的な暫定的資格停止を賦課するか否かは、結果管理機関がすべての事実及び証拠を考慮の上、その裁量で決定する事項である。結果管理機関は、競技者がアンチ・ドーピング規則違反について通知され及び／又は責任追及された後に競技を継続し、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと後日判断された場合には、当該時間枠で獲得され、付与されたいかなる成績、褒賞及びタイトルも資格停止の対象となり、剥奪される可能性があることに留意すべきである。]

この条項のいかなる内容も、暫定的手段（競技者又はその他の人の要請により暫定的資格停止が取り消されることを含む。）が聴聞パネルにより命令されることを妨げるものではない。]

6.2.3 一般条項

6.2.3.1 第 6.2.1 項及び第 6.2.2 項にかかわらず、アンチ・ドーピング機関の規則が競技者又はその他の人に以下を提供する場合を除き、暫定的資格停止は賦課されない。(a) 暫定的資格停止の賦課前、又は暫定的資格停止の賦課後適時に暫定聴聞会を受ける機会、又は (b) 暫定的資格停止の賦課後において適時に世界規程第 8 条に従った緊急の聴聞を受ける機会。また、アンチ・ドーピング機関の規則は、世界規程第 13 条に従い暫定的資格停止の賦課、又は暫定的資格停止を賦課しない旨の決定に対する簡易な不服申立ての機会を定めるものとする。

6.2.3.2 暫定的資格停止は、それが結果管理機関により競技者又はその他の人に通知された日（又は通知されたときとみなされた日）から開始するものとする。

6.2.3.3 暫定的資格停止期間は、本国際基準第6条に従い先に解除された場合を除き、第8条に基づき行われた聴聞パネルの終局的な決定により終了するものとする。しかし、暫定的資格停止期間は、関連するアンチ・ドーピング規則違反に基づき競技者又はその他の人に賦課されうる資格停止期間の最長期間を超えないものとする。

6.2.3.4 「A」検体の違反が疑われる分析報告に基づき暫定的資格停止が賦課されたが、それに続く「B」検体の分析が「A」検体の分析結果を追認しない場合には、競技者は、世界規程第2.1項の違反を理由としてそれ以上の暫定的資格停止は賦課されないものとする。

[第6.2.3.4項の解説：それにもかかわらず、結果管理機関は、競技者に通知された別のアンチ・ドーピング規則違反（例えば、世界規程第2.2項の違反）に基づき、競技者に対する暫定的資格停止を維持し及び／又はこれを再度賦課する旨を決定する場合がある。]

6.2.3.5 競技者（又は、該当する主要競技大会機関若しくは国際競技連盟の規則に規定された競技者のチーム）が世界規程第2.1項の違反により競技会の出場資格を失ったが、続く「B」検体の分析結果が「A」検体の分析結果を追認しないという状況において、その時点で当該競技大会にその他の影響を与えることなく当該競技者又はチームが当該競技大会に出場することが可能な場合には、当該競技者又はチームは、当該競技大会に出場できるものとする。

6.3 自発的な暫定的資格停止

6.3.1 世界規程第7.4.4項に従い、競技者は、独自の判断により、(i) 「B」検体の報告（又は「B」検体の放棄）から10日若しくは他のアンチ・ドーピング規則違反の通知から10日の期間満了、又は(ii) 競技者が当該報告又は通知の後最初に競技する日のいずれか遅い方までに行った場合には、暫定的資格停止を自発的に受諾することができる。その他の人は、独自の判断により、アンチ・ドーピング規則違反の通知から10日以内であれば、暫定的資格停止を自発的に受諾することができる。当該自発的な受諾にあたり、暫定的資格停止は完全な効力を有し、当該暫定的資格停止は第6.2.1項又は第6.2.2項に基づき賦課されたのと同様に取り扱われるものとする。但し、競技者又はその他の人は、暫定的資格停止を自発的に受諾した後いつでも当該受諾を取り消すことができ、かかる場合においては、競技者又はその他の人は暫定的資格停止中に服していた期間について控除を受けないものとする。

6.4 通知

6.4.1 本国際基準の別の条項に基づき既に通知されている場合を除き、競技者又はその他の人に通知された暫定的資格停止の賦課若しくは暫定的資格停止の自発的な受諾、又はいずれかの取消しは、結果管理機関から競技者又はその他の人の国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び

WADA に速やかに通知されるものとし、速やかに ADAMS に報告されるものとする。

[第 6.4.1 項の解説: 競技者又はその他の人に対する伝達事項でまだ伝えられていない限りにおいて、当該通知は以下の情報 (該当する場合) を含むものとする。
競技者又はその他の人の氏名、国、競技及び競技種目。]

7.0 責任追及

7.1 競技者若しくはその他の人の弁明を受けた後、又は当該弁明を提供する期限の満了後に、結果管理機関が、当該競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行ったことについて (その時点においてもまだ) 満足している場合には、結果管理機関は、当該競技者又はその他の人が違反したと主張されるアンチ・ドーピング規則違反について当該競技者又はその他の人の責任を速やかに追及するものとする。この責任追及文書において、結果管理機関は、以下のことを行うものとする。

- a) 競技者又はその他の人が違反したと主張される自己のアンチ・ドーピング規則の条項を記載する。

[第 7.1 項 a) の解説: 結果管理機関は第 5 条に基づく通知に記載されたアンチ・ドーピング規則により制限を受けない。結果管理機関はその裁量により、自己の責任追及文書において、更なるアンチ・ドーピング規則違反を主張する旨決定することができる。

上記にかかわらず、競技者又はその他の人に対して主張されたアンチ・ドーピング規則違反の一切を責任追及文書に記載することについて、結果管理機関が責任を負うものの、原則として、より具体的な (主張された) アンチ・ドーピング規則違反の不可欠な一部であるアンチ・ドーピング規則違反 (例えば、存在の違反 (世界規程第 2.1 項) の一部としての使用の違反 (世界規程第 2.2 項)、又は主張された投与の違反 (世界規程第 2.8 項) の一部としての保有の違反 (世界規程第 2.6 項)) について競技者を正式に責任追及しなかったことは、競技者又はその他の人が明示的に主張されたアンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された場合において、聴聞パネルが、当該競技者又はその他の人が付随するアンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断することを妨げないものとする。]

- b) 第 5 条に基づく通知においてまだ提供されていない追加の基礎的証拠を同封の上、主張の基となった関連事実の詳細な要約を提供するものとする。

[第 7.1 項 b) の解説: しかしながら、結果管理機関は、第一審及び/又は不服申立てにおける聴聞手続中に、第 5 条に基づく通知文書又は第 7 条に基づく責任追及文書のいずれにも含まれない他の事実に依拠し、及び/又は更なる証拠を提示することを妨げられないものとする。]

- c) 主張されたアンチ・ドーピング規則違反が支持された場合に求められた具体的な措置、並びに当該措置が世界規程第 15 条に従いすべての競技及び国家ですべての署名当事者に対し拘束力を有する旨示すものとする。

[第 7.1 項 c) の解説：責任追及文書に記載されるアンチ・ドーピング規則違反の措置は、最低限、関連する資格停止期間及び失効を含むものとする。結果管理機関は、従前のアンチ・ドーピング規則違反が存在するか否かを決定する上で ADAMS を参照し、WADA その他の関連アンチ・ドーピング機関に連絡を取るものとし、該当する措置を決定する上で当該情報を考慮するものとする。提案された措置は、あらゆる状況において世界規程の条項と両立するものとし、競技者若しくはその他の人により提供された弁明又は結果管理機関により立証された事実に基づき適切であるものとする。これらの目的のために、結果管理機関は、措置を提案するのに先立ち、競技者又はその他の人により提供された弁明を検討し、(例えば、書証の真正性及び弁明の信用性を科学的視点から確認することにより) その信用性を評価することが期待される。結果管理段階が当該検討により大幅に遅延する場合には、結果管理機関は大幅な遅延の理由を提示の上、WADA に通知するものとする。]

- d) 同封される措置受諾フォームに署名し、日付を記載し、返送することにより、主張されたアンチ・ドーピング規則違反を自認し、かつ、提案された措置を受諾するために、競技者又はその他の人に対し、責任追及文書を受領してから 20 日以内の期限（例外的な場合に限り延長される場合がある。）を付与するものとする。
- e) 提案された措置を競技者又はその他の人が受諾しなかった場合に備えて、競技者又はその他の人に対し、アンチ・ドーピング規則違反に関する結果管理機関の主張及び／又は提案された措置に対し書面により異議申立てを行い、及び／又は該当する聴聞パネルに対し書面により聴聞会開催の要請を行うために、結果管理機関のアンチ・ドーピング規則において規定される期限（責任追及文書から 20 日以内とし、例外的な場合に限り延長可能とする。）を予め付与するものとする。
- f) 競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反に関する結果管理機関の主張又は提案された措置に対し異議を唱えず、又は所定の期限内に聴聞会を要請しなかった場合には、競技者又はその他の人が聴聞を受ける権利を放棄し、アンチ・ドーピング規則違反を自認し、責任追及文書において結果管理機関により記載された措置を受諾したものとみなす権利を結果管理機関が有する旨示すものとする。

g) 競技者又はその他の人が、世界規程第 10.7.1 項に基づき実質的な支援を提供する場合には、措置の停止を受ける可能性があること、責任追及文書を受領してから 20 日以内にアンチ・ドーピング規則違反を自認し、世界規程第 10.8.1 項に基づき資格停止期間の 1 年間の短縮（該当する場合）の利益を享受する可能性があること、及び／又は世界規程第 10.8.2 項に基づきアンチ・ドーピング規則違反を自認することにより事案解決合意を締結するよう求めることができることを示すものとする。

h) 第 6 条（該当する場合）に従い暫定的資格停止に関連する事項を記載するものとする。

7.2 競技者又はその他の人に通知された責任追及通知は、結果管理機関から競技者の国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び WADA に同時に通知されるものとし、速やかに ADAMS に報告されるものとする。

[第 7.2 項の解説：責任追及通知にまだ規定されていない限りにおいて、当該通知は以下の情報（該当するもの）を含むものとする。

競技者又はその他の人の氏名、国、競技及び競技種目、並びに、世界規程第 2.1 項の違反については、検査が競技会（時）と競技会外のいずれであったか、検体採取の日、分析機関により報告された分析結果その他「検査及びドーピング調査に関する国際基準」により要請される他の情報、並びに、その他のアンチ・ドーピング規則違反については、違反したアンチ・ドーピング規則及び主張された違反の根拠。]

7.3 競技者又はその他の人が、いずれも (i) アンチ・ドーピング規則違反を自認し、提案された措置を受諾し、又は (ii) 第 7.1 項 f) の定めるとおり、違反を自認し、措置を受諾したものとみなされた場合には、結果管理機関は、第 9 条に従い、決定を速やかに発行し、通知するものとする。

7.4 競技者又はその他の人が責任追及された後に、結果管理機関が責任追及を撤回することを決定した場合には、結果管理機関は、競技者又はその他の人に通知し、世界規定第 13.2.3 項に基づき不服申立てを行う権利を有するアンチ・ドーピング機関に対し（理由付きの）通知を付与しなければならない

7.5 第 7.6 項に従い、競技者又はその他の人が聴聞会を要請した場合には、案件は結果管理機関の聴聞パネルに付託されるものとし、第 8 条に従い取り扱われるものとする。

[第 7.5 項の解説：結果管理機関が委託された第三者に対して結果管理の裁定部分を委託した場合には、案件は当該委託された第三者に付託されるものとする。]

7.6 CASにおける一審制の聴聞会

7.6.1 世界規程第 8.5 項に従い、国際レベルの競技者、国内レベルの競技者その他の人に対して主張されたアンチ・ドーピング規則違反は、競技者又はその他の人、結果管理機関及び WADA の同意をもって、事前の聴聞を要件とすることなく、又は当事者による別段の合意に従い、直接、CAS の不服申立手続に基づく CAS における一審制の聴聞会において聴聞を受けることができる。

7.6.2 競技者又はその他の人及び結果管理機関が CAS における一審制の聴聞会により進めることに合意した場合には、提案に合意するか否かを決定するために、WADA と書面により連携することについては、結果管理機関が責任を負うものとする。WADA が（その完全な裁量により）合意しなかった場合には、当該事案は結果管理機関の聴聞パネルが第一審として聴聞を行うものとする。

[第 7.6.2 項の解説：すべての関連する当事者が第一審として CAS に事案を付託することに合意した場合には、結果管理機関は、アンチ・ドーピング機関が（希望する場合には）手続に介入できるよう、手続を開始するにあたり、不服申立ての権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に対し速やかに通知するものとする。CAS により付与された終局的な判断は、スイス連邦最高裁判所に対して行う場合を除き、これに対し不服申立てをすることはできないものとする。]

第4部 結果管理—裁定

8.0 聴聞手続

8.1 結果管理機関の規則は、自己のアンチ・ドーピング規則の対象である競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行ったか否かを聴聞して決定するために、また、該当する場合には、関連する措置を賦課するために、聴聞パネルに対し管轄権を付与するものとする。結果管理機関（又は世界規程第20条に基づく委託にあたっては、委託された第三者）は、当該責任追及を聴聞パネルに提出するものとする。

[第8.1項の解説：結果管理機関は、結果管理の裁定部分についても、委託された第三者に委託することができる。]

聴聞会に本人が出席することを要求することは、世界規程の要件ではない。聴聞会は、技術を用いて共に結び付けられた手続参加者により通信回線を使用して行うこともできる。使用可能な又は使用されるべき技術について制限はないが、電話会議、テレビ会議技術その他のオンラインコミュニケーションツール等の手段を含む。事案の状況により、口頭審理なくして書面の資料に基づき、「書面により」聴聞を行うことが一例えば、すべての事実が合意され、措置のみが問題となっている場合等において一公平又は必要である場合もある。]

8.2 第8.1項において、聴聞パネルのメンバーのより大きなリストが確立され、そこから特定の事案のための聴聞パネルが任命されるものとする。リストへの任命は、法的な、スポーツの、医学的な及び／又は科学的知見を含む、アンチ・ドーピングの経験に基づいて行われなければならない。リストのすべてのメンバーは、2年以上の期間（更新可能とする。）について任命されるものとする。

[第8.2項の解説：より大きなリストに任命される潜在的な聴聞パネルのメンバー数は、アンチ・ドーピング機関の関連組織の数及び（過去の年に行われたアンチ・ドーピング規則違反の数を含む）アンチ・ドーピングの履歴による。潜在的な聴聞パネルのメンバー数は、最低限、聴聞手続が適時に行われ、利益相反があった場合に代替可能性があることを確保するために十分なものであるものとする。]

8.3 適用規則においては、独立した人又は機関が、自己の裁量により、個別の事案を判断するために特定の聴聞パネルの規模及び構成を決定する旨定めるものとする。少なくとも、1名の聴聞パネルメンバーは法的背景を有しなければならない。

[第8.3項の解説：例えば、独立した人は、リストの指定された長とすることができる。また、関連規則は、独立した人又は機関が利益相反を有する場合のための仕組みについて定めるべきである]

(例えば、利益相反の場合には、委員長は、指定された副委員長により、又は、副委員長がおらず若しくは委員長と副委員長の両者が利益相反の状況にある場合には、利益相反のない最年長の聴聞パネルのメンバーにより、代替される場合がある。)

聴聞パネルの規模及び構成は、提出された責任追及及び証拠の性質により異なりうる。聴聞パネルは単独の裁定人により構成される場合がある。リストの委員長は単独の裁定人又は聴聞パネルメンバーとして任命される(又は該当する場合には自身を任命する)ことができる。単独の裁定人が任命される場合には、かかる者は法的背景を有するものとする。]

8.4 聴聞パネルへの任命にあたり、各聴聞パネルメンバーは、宣言書で開示された状況以外に、いかなる当事者の目線においても自己の公平性に疑義をもたれる事実又は状況について自己が知らないことを示す宣言書に署名するものとする。当該事実又は状況が聴聞手続の後の段階で発生した場合には、該当する聴聞パネルメンバーはそれらを当事者に速やかに開示するものとする。

[第 8.4 項の解説：例えば、家族又は密接な個人的／職務上のつながり、及び／又は事案の結果に対する利害関係、及び／又は特定の事案の結果について意見を表明したことなど—事案及び／又は当事者に何らかの関係があるメンバーは、自己の職務の公平な遂行に支障をきたしうる状況の一切を宣言書において率直に開示しなければならない。結果管理機関は、聴聞パネルメンバーが公平であるか否かを評価するために、「国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン」(随時更新され、<https://www.ibanet.org> から入手可能なもの)に規定される原則を考慮に入れることができる。]

8.5 当事者は、聴聞手続の冒頭で、案件を聴聞し、決定するために任命された聴聞パネルメンバーの身元について通知を受け、その宣言書の提供を受けるものとする。当事者は、利益相反の可能性の根拠があった場合には、忌避の根拠を知ってから 7 日以内に、聴聞パネルメンバーの任命に対し忌避を申し立てる権利を有する旨の通知を受けるものとする。忌避は、聴聞パネルメンバーのより大きなリストの中から選定された独立した人、又は独立の機関により、決定されるものとする。

[第 8.5 項の解説：例えば、独立した人はリストの指定された委員長とすることができる。また、適用規則においては、独立した人が忌避申立ての対象者であり、又は、当該特定の聴聞パネルの他のメンバーの 1 人である場合のための仕組みについて定めるべきである(例えば、指定された独立した人は、これらの状況において、副委員長又は他の指定されたより上位の聴聞パネルメンバーにより代替される場合がある。)。]

8.6 結果管理機関の活動が準拠する規則は、聴聞パネルメンバーの運営上の独立性を保証する

ものとする。

[第 8.6 項の解説：世界規程第 8.1 項の解説に従い、運営上の独立性とは、(1) 結果管理機関又はその関連組織（例えば、加盟連盟又は連合）の理事会構成員、スタッフメンバー、コミッションメンバー、コンサルタント及びオフィシャル、並びに事案の調査及び裁定前段階に関与している人が、当該結果管理機関の聴聞パネルメンバー及び／又は（当該事務局が決定の協議過程及び／又は起草に関与している範囲内において）事務局として任命されることはできないこと、並びに、(2) 聴聞パネルが、結果管理機関又は第三者からの介入なく聴聞及び意思決定手続を行う地位にあることを意味する。]

8.7 アンチ・ドーピング機関は、聴聞パネルが自己の任務を効率的かつ独立的に、また、別途本国際基準第 8 条に従い遂行することが可能であることを確保するために適切なリソースを提供するものとする。

[第 8.7 項の解説：聴聞パネルについて合意された費用及び合理的な経費の一切は、結果管理機関が適時にこれらを支払うものとする。]

8.8 聴聞手続は、最低限、以下のすべての原則を尊重するものとする。

- a) 聴聞パネルは、常時、公正、公平であり、かつ、運営上の独立性を有していなければならない。
- b) 聴聞手続は、アクセス可能かつ経済的に利用しやすい価格設定であるものとする。

[第 8.8 項 b) の解説：手続費用（もしあれば）は、責任追及された人による聴聞の利用を妨げない水準で設定されるものとする。必要な場合、結果管理機関及び／又は関連する聴聞パネルは、その利用容易性を確保するために、法的支援の仕組みを確立することを検討すべきである。]

- c) 聴聞手続は合理的な時間内に行われるものとする。

[第 8.8 項 c) の解説：すべての決定は、本人が出席した聴聞会の後、速やかに発行され通知されるものとし、又は、本人出席によることが要請されない場合には、当事者が書面による提出事項を届け出た後に行われなければならない。複雑な事案を除き、この時間枠は 2 ヶ月を超えるべきではない。]

- d) 主張されたアンチ・ドーピング規則違反について公正かつ適時に通知を受ける権利、競技者又はその他の人の費用負担により弁護士により代理される権利、関連証拠にアクセスし、これを提示する権利、書面及び口頭の提出事項を提出する権利、証人を呼び審理する権利、並びに、競技者又はその他の人の費用負担により聴聞で通訳を利用する権利。並びに、

[第 8.8 項 d) の解説：原則として、聴聞が本人出席である場合には、当事者が自己の事案を簡潔に提示する機会を付与される審理開始段階、証拠が評価され、証人及び専門家（もしあれば）が聴聞される証拠調べ段階、並びにすべての当事者が自己の最終弁論を証拠に照らして提示する機会を付与される審理最終段階により構成されるべきである。]

- e) 競技者又はその他の人が公開の聴聞会を要請する権利。結果管理機関もまた、競技者又はその他の人が書面により同意しているのであれば、公開の聴聞会を要請することができる。

[第 8.8 項 e) の解説：しかしながら、競技者又はその他の人の要請は、道徳、公的秩序、国家安全の観点から、18 歳未満の者の利益又は当事者の私的生活の保護から必要とされる場合、公開が正義を損なう場合、又は手続が法的問題にのみ関連する場合には、聴聞パネルにより拒否される場合がある。]

8.9 競技大会に関連して行われる聴聞手続は、関連するアンチ・ドーピング機関の規則及び聴聞パネルが許容するとおり、簡易な手続により行われる場合がある。

9.0 決定

9.1 内容

9.1.1 アンチ・ドーピング機関による結果管理決定又は裁定は、特定の地理的場所又は競技に限定されることを意図してはならず、以下の事項を取り扱い、決定するものとする。

- a) 管轄の根拠及び適用規則
- b) 詳細な事实的背景

[第 9.1.1 項 b) の解説：例えば、違反が、違反が疑われる分析報告に基づく場合には、決定は、とりわけ、検体採取セッションの日付及び時間、検体採取の種類（血液又は尿）、ドーピング・コントロールが競技会外又は競技会（時）であったか、検出された禁止物質、分析を行った WADA 認定分析機関、「B」検体の分析が要請され及び／又は実施されたか、並びに当該分析の結果を明記するものとする。他の違反については、事実の完全かつ詳細な記載がなされるものとする。]

c) 行われたアンチ・ドーピング規則違反

[第 9.1.1 項 c) の解説:違反が、違反が疑われる分析報告に基づく場合には、決定文には、とりわけ、国際基準からの乖離がなかったこと、又は主張された乖離が違反が疑われる分析報告の原因となり若しくはならなかったことを明記し、世界規程第 2 条の違反が行われたことを論証しなければならない (世界規程第 2.1.2 項を参照すること)。他の違反については、聴聞パネルは、提示された証拠を評価し、結果管理機関が提示した証拠が要請された証明の程度を満たし又は満たさないと考える理由を説明するものとする。聴聞パネルが、アンチ・ドーピング規則違反が立証されたと考える場合には、違反したアンチ・ドーピング規則を明示的に示すものとする。]

d) 適用される措置、並びに

[第 9.1.1 項 d) の解説:決定文は、短縮又は停止を含む制裁措置の根拠となった具体的な条項を特定し、関連する措置を賦課することを正当化する理由を提供するものとする。特に、適用規則が聴聞パネルに対し裁量を付与している場合 (例えば、世界規程第 10.6.1.1 項及び第 10.6.1.2 項に基づく特定物質若しくは特定方法又は汚染製品について) には、決定文では、賦課された資格停止期間が適切である理由を説明するものとする。また、決定文では、資格停止期間 (もしあれば) の開始日を示し、当該日付が決定日より早い場合にはこれを正当化する理由を提供するものとする (世界規程第 10.13.1 項を参照すること)。また、決定文では、特定の成績が公正性を理由として失効させられなかった場合 (世界規程第 10.10 項) には、これを正当化する理由とともに失効期間について、並びにメダル及び褒賞の剥奪について示すものとする。また、決定文には、最終的に賦課された資格停止期間から控除された暫定的資格停止期間の有無 (及びその範囲) を明記し、金銭的措置を含む、適用規則に基づく他の関連措置についても明記するものとする。しかしながら、世界規程第 7.5.1 項に従い、主要競技大会機関は、自己の競技大会の範囲を超えて資格停止又は金銭的措置について決定することは必要とされない。]

e) 競技者又はその他の人のための不服申立ての経路及び期限

[第 9.1.1 項 e) の解説:決定文では、競技者が、世界規程第 13 条に基づく不服申立て経路の目的上、国際レベルの競技者であるか否かを示すものとする。聴聞パネルがこの情報を入手できない場合には、聴聞パネルは、結果管理機関に対し、関連するアンチ・ドーピング機関 (例えば、競技者の国際競技連盟) と連携するよう求めるものとする。その後、決定文には (不服申立てが送付されるべき住所を含む) 適切な不服申立て経路及び不服申立て期限を明記するものとする。]

[第 9.1.1 項の解説:結果管理決定は、暫定的資格停止を含む。但し、暫定的資格停止に関する結果管理決定は、アンチ・ドーピング規則違反が行われたか否かを決定する必要はない。]

9.1.2 自己の競技大会の一つと関連した主要競技大会機関による結果管理決定又は裁定は、その範囲が限定される場合があるが、最低限、以下の事項を取り扱い、決定するものとする。(i) アンチ・ドーピング規則違反が行われたか否か、当該決定の事実上の根拠及び違反のなされた具体的な世界規程の条項、並びに (ii) 世界規程第 9 条及び第 10.1 項に基づく、適用される失効（及びこれに伴い結果として生じるメダル、得点及び褒賞の剥奪）。

[第 9.1.2 項の解説：主要競技大会機関による結果管理決定を例外として、アンチ・ドーピング機関による各決定は、アンチ・ドーピング規則違反が行われたか否か、及び世界規程第 10.1 項に基づく失効以外の失効（競技大会の所轄組織の判断に委ねられる。）を含む、違反から発生する措置の一切を取り扱うべきである。世界規程第 15 条に従い、当該決定及び措置の賦課は、すべての国におけるすべての競技について自動的な効力を有するものとする。例えば、競技者が、競技会（時）に採取された検体について違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の判断については、競技会で獲得された競技者の結果は世界規程第 9 条に基づき失効し、検体採取日から資格停止期間を通じて競技者により獲得された他のすべての競技成績も世界規程第 10.10 項に基づき失効するが、違反が疑われる分析報告が競技大会での検査から発生した場合には、検体採取前の競技会における競技者の他の個人成績も世界規程第 10.1 項に基づき失効するか否かを判断することについては主要競技大会機関が責任を負う。]

9.2 通知

決定は、結果管理機関から競技者又はその他の人、及び、世界規程第 13.2.3 項に基づく不服申立ての権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に速やかに通知され、ADAMS に速やかに報告されるものとする。決定文が英語又はフランス語でない場合には、結果管理機関は、決定及びこれを支持する理由の英文又はフランス語の要約文、並びに決定文の検索可能なバージョンについて提供するものとする。

9.2.1 資格停止期間に服する競技者又はその他の人は、世界規程第 10.14 項に従い、資格停止期間中の参加禁止に違反した際の措置を含む、資格停止期間中の自己の地位について結果管理機関から知らされるものとする。結果管理機関は、自己の権限の範囲内において、資格停止期間が正当に尊重されることを確保するものとする。また、競技者又はその他の人は、自己が依然として実質的な支援を提供することができることを知らされるものとする。

9.2.2 資格停止期間に服する競技者は、結果管理機関から、資格停止期間中も検査の対象となり続けることについても知らされるべきである。

9.2.3 決定の通知に加えて、不服申立ての権利を有するアンチ・ドーピング機関が当該決定に関連する完全な事案ファイルの写しを要求した場合には、それは結果管理機関により速やかに提供されるものとする。

[第 9.2.3 項の解説：事案ファイルは当該事案に関連するすべての文書を含むものとする。分析的な事案については、それは最低限、ドーピング・コントロール・フォーム、分析機関の結果及び／又は分析機関書類（発行された場合）、当事者の提出物、証拠物件及び／又はやりとり、並びに聴聞機関が依拠した他のすべての文書を含むものとする。事案ファイルは、目次とともに、整理された方法で電子メールにより送付されるべきである。]

9.2.4 決定が、違反が疑われる分析報告又は非定型報告に関連する場合であって、不服申立て期限が経過しても当該決定に対し不服申立てが提起されなかったときには、結果管理機関は、当該案件が最終的に処理された旨に関連する分析機関に速やかに通知するものとする。

10.0 不服申立て

10.1 不服申立ての権利及び手段が準拠する規則は、世界規程第 13 条に規定されている。

10.2 世界規程第 13.2.2 項の意味における国内の不服申立ての審理については、以下のとおりである。

- a) 不服申立てにおける聴聞パネルメンバーの任命及び聴聞手続については第 8 条が準用される。公正、公平及び運営上の独立性に加えて、不服申立てにおける聴聞パネルは、組織的な独立性も有するものとする。

[第 10.2 項 a) の解説：この条項において、不服申立てにおける聴聞パネルは、結果管理機関から完全に組織的な独立性を有するものとする。よって、それはいかなる方法によっても結果管理機関により運営され、これに関連し、又はこれに服してはならない。]

- b) 不服申立機関により下された不服申立決定は、第 9.1 項の要件を遵守するものとする。

- c) 不服申立決定は、結果管理機関から競技者又はその他の人、及び、第 13.2.3 項に基づき従前の審理決定に対し不服申立てを行う権利を有していたであろう他のアンチ・ドーピング機関に対し速やかに通知されるものとする。

d) 第 9.2 項における更なる通知要件が準用されるものとする。

10.3 CAS に対する不服申立てについては、以下のとおりである。

a) 不服申立手続は、スポーツ関連仲裁規則に準拠するものとする。

b) CAS の不服申立てのすべての当事者は、WADA、及び、不服申立ての権利を有していたが CAS の不服申立ての当事者ではない他の当事者が、当該不服申立てについて適時の通知を受けたことを確保しなければならない。

c) スポーツ関連仲裁規則の R56 条に従い当事者の同意により下された仲裁判断において具体化された和解は、WADA の書面による同意なくアンチ・ドーピング機関がこれを行ってはならない。CAS の手続の当事者が当事者の同意により下された仲裁判断において具体化された和解の方法によって当該案件を解決することを想定している場合には、当該手続の当事者であるアンチ・ドーピング機関は、直ちにこれを WADA に通知し、これに関して必要な情報の一切を WADA に提供するものとする。

d) CAS に対する不服申立ての当事者であるアンチ・ドーピング機関は、世界規程第 13.2.3 項に基づき不服申立ての権利を有していたであろう他のアンチ・ドーピング機関に対し、CAS の仲裁判断を速やかに提供するものとする。並びに、

e) 第 9.2.2 項から第 9.2.4 項の要件が準用されるものとする。

11.0 資格停止期間中の参加禁止の違反

11.1 競技者又はその他の人が世界規程第 10.14 項に従い資格停止期間中の参加禁止に違反した旨疑われる場合には、この違反の可能性に関連する結果管理は、この国際基準の原則を準用してこれを遵守するものとする。

[第 11.1 項の解説:特に、競技者又はその他の人は、第 5.3.2 項を準用したところに従い通知文書を、及び、第 7 条を準用したところに従い責任追及文書を受領し、第 8 条に従い聴聞を受ける権利を付与されるものとする。]

付属文書 A – 不遵守の可能性の審査

A.1 責任

A.1.1 結果管理機関又は検査管轄機関（該当する方）は、以下の事項を確保することについて責任を負う。

- a) 自己が不遵守の可能性について知った場合には、WADA に通知し、すべての関連情報及び文書に基づき不遵守の可能性について審査を開始すること。
- b) 競技者又はその他の人が不遵守の可能性について書面で通知を受け、「結果管理に関する国際基準」の第 5.3.2 項に従い回答する機会を有すること。
- c) 審査は不必要な遅延なく行われ、評価過程が文書化されること。並びに、
- d) 自己が当該案件を進行しない旨決定した場合には、その決定は「結果管理に関する国際基準」の第 5.4 項に従い通知されること。

A.1.2 DCO は、不遵守の可能性について書面による詳細な報告を提供することについて責任を負う。

A.2 要件

A.2.1 不遵守の可能性は、可及的速やかに、DCO から結果管理機関（又は該当する場合には検査管轄機関）に対し報告され、及び／又は検査管轄機関により継続審査され、結果管理機関に報告されるものとする。

A.2.2 結果管理機関が、不遵守の可能性があった旨判断した場合には、競技者又はその他の人は「結果管理に関する国際基準」の第 5.3.2 項に従い速やかに通知を受け、「結果管理に関する国際基準」の第 5 条以下に従い更なる結果管理が行われるものとする。

A.2.3 不遵守の可能性に関する追加の必要情報は、可及的速やかにすべての関連情報源（競技者又はその他の人を含む。）から取得され、記録されるものとする。

A.2.4 結果管理機関（及び該当する場合には検査管轄機関）は、不遵守の可能性に関する自己の審査が結果管理の行動、並びに、該当する場合には、更なる計画及び特定対象検査について考慮さ

れることを確保するための体制を確立するものとする。

付属文書 B – 居場所情報関連義務違反のための結果管理

B.1 居場所情報関連義務違反の可能性の判定

B.1.1 12ヶ月の期間内における競技者による3回の居場所情報関連義務違反は、世界規程第2.4項に基づくアンチ・ドーピング規則違反に該当する。居場所情報関連義務違反は、B.3項に従い宣言され、合計して3回の提出義務違反及び／又は検査未了の組み合わせである場合がある。

[B.1.1項の解説：単独の居場所情報関連義務違反は世界規程第2.4項に基づくアンチ・ドーピング規則違反に該当しないものの、事実によっては、世界規程第2.3項（検体採取の回避）及び／又は世界規程第2.5項（ドーピング・コントロールの不正干渉又は不正干渉の企て）の違反に基づくアンチ・ドーピング規則違反に該当する場合がある。]

B.1.2 世界規程第2.4項において言及される12ヶ月の期間は、世界規程第2.4項の違反の主張を支持するものとして依拠される最初の居場所情報関連義務違反を競技者が行った日に開始する。続く12ヶ月の期間中にさらに2回の居場所情報関連義務違反が発生した場合には、当該12ヶ月の期間中に競技者から成功裏に検体が採取されたとしても、世界規程第2.4項のアンチ・ドーピング規則違反が行われたことになる。しかし、1回の居場所情報関連義務違反を行った競技者がその12ヶ月間にさらに2回の居場所情報関連義務違反を行わなかった場合には、当該12ヶ月の期間の終了時に、最初の居場所情報関連義務違反は世界規程第2.4項の目的上「期間満了」し、次の居場所情報関連義務違反の日から新規の12ヶ月の期間が開始する。

B.1.3 世界規程第2.4項において言及される12ヶ月の期間内に居場所情報関連義務違反が発生したか否かを判定するのにおいて、

- a) 提出義務違反は、(i) 競技者が次期四半期に先立ち、適時に完全な情報を提供しなかった場合には、当該四半期の初日に、また、(ii) 競技者により（四半期に先立ち又は更新の方法により）提供される情報が不正確である場合には、当該情報が不正確であることが示されうる（最初の）日に、発生したものとみなされる。並びに、
- b) 検査未了は、検体採取の試みが失敗した日に発生したものとみなされる。

B.1.4 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第4.8.7.3項において定義される引退に先立ち競技者が行った居場所情報関連義務違反は、世界規程第2.4項において、競技者が競技会外の検査に再度応じることができた後に競技者が行った居場所情報関連義務違反と組み合わせられる場合がある。

[B.1.4 項の解説：例えば、競技者が自己の引退前の 6 ヶ月の間に 2 回の居場所情報関連義務違反を行い、その後、自己が競技会外の検査に再度応じることができた最初の 6 ヶ月に別の居場所情報関連義務違反を行った場合には、それは世界規程第 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反に該当する。]

B.2 提出義務違反又は検査未了の可能性についての要件

B.2.1 競技者は、結果管理機関が以下の各事項を立証した場合に限り、提出義務違反を行ったものと認定される。

- a) 競技者に対して、以下のことが正式に通知されたこと
 - (i) 当該競技者が登録検査対象者リストに含まれることについて指名されたこと、(ii) その結果として、居場所情報提出を行うことが義務づけられること、及び (iii) 当該要件の不遵守に対する措置；
- b) 競技者が期限までに当該要件に従わなかったこと；

[B.2.1 項 (b) の解説：競技者は、次のいずれかの状況においては、居場所情報提出を行う要件を遵守していないこととなる：

(i) 当該競技者がいかなる提出も行わないか、若しくは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 4.8.8.6 項の要件どおりに提出の更新を行わないとき；

(ii) 当該競技者が提出若しくは更新を行ったが、必要な情報のすべてが提出若しくは更新に含まれていない場合（例えば、当該競技者が次期四半期のそれぞれの日若しくは更新の対象となったそれぞれの日における宿泊予定の場所を含めておらず、又は、当該四半期において、若しくは更新の対象となる期間における定期的な活動につき申告しないこと。）；又は

(iii) 当該競技者が、不正確な情報（例えば、実在しない住所）若しくはアンチ・ドーピング機関が検査のために当該競技者の居場所を特定するためには不十分な情報（例えば、「シュヴァルトツヴァルト（注：ドイツの有名な森林地帯）」でのランニング）」を含める場合。]

- c) (2 回目又は 3 回目の提出義務違反の場合) 当該競技者が、本国際基準 B.3.2 項 (d) に従い、前回の提出義務違反について通知を受けたこと、及び、(是正されなければ更なる提出義務違反につながるであろう居場所情報提出における不備が、かかる提出義務違反により明らかになった場合)、かかる通知の中で、更なる提出義務違反を回避するには、当該通知において指定された期限（通知受領後 48 時間以内でなければならない。）までに義務づけられた居場所情報提出（又はその更新）をしなければならないと告知されたが、当該通知にて特定された期限までに提出義務違反を是正しなかったこと；並びに

[B.2.1 項 (c) の解説：必要なのは、当該競技者に対して、初回の提出義務違反についての通知を与え、競技者が更なる提出義務違反を追及される前に、更なる提出義務違反を回避する機会を与えること

だけである。特に、競技者に対する2回目の提出義務違反が追及される前に、初回の提出義務違反について結果管理手続を完了する必要はない。]

- d) 競技者が提出しなかったことが少なくとも過失によるものであったこと。これらの目的において、競技者が要件の通知を受けたにもかかわらずこれを遵守しなかった旨立証された場合には、当該競技者は当該不履行を過失により行った旨推定される。この推定は、自らの側にはかかる不履行を引き起こした又はその一因となった過失行為が何ら存在しないことを当該競技者が立証することによってのみ反証が可能である。

B.2.2 世界規程第5.2項は、すべての競技者は、検査権限を有するアンチ・ドーピング機関からの要請に従い、いかなる時又は場所においても検査を受けなければならないと定めるが、それに加えて、登録検査対象者リストに登録されている競技者は、当該競技者の居場所情報提出における当該日に指定した60分の時間枠において、かつ、当該競技者が当該居場所情報提出において当該時間枠について指定した居場所において、確実に検査に出頭し、かつ応じなければならない。競技者が当該要件を充足しない場合には、明らかな検査未了として追及される。競技者がかかる時間枠に検査された場合、当該競技者は、検体採取が60分より長くかかったとしても、検体採取が完了するまで、DCOのもとに残らなければならない。この義務の不履行は、明らかな世界規程第2.3項違反（検体の採取の拒否又は不履行）として追及されるものとする。

B.2.3 競技者に対する公正性を確保するため、居場所情報提出にて特定された60分の時間枠のひとつにおいて競技者を検査しようと試みたが、その試みが失敗した場合で、居場所情報提出にて特定された60分の時間枠において、（同一又は別のアンチ・ドーピング機関により）さらに続けて検査の試みが失敗した場合には、当該競技者がB.3.2項(d)に従い、当初の失敗した試みについての通知を受領した後にかかる更なる検査の試みが行われた場合に限り、かかる更なる検査の試みの失敗は、当該競技者に対して検査未了として扱われる（又は、提出情報が不十分だったため当該時間枠において競技者を特定することができなかったことを理由に試みが失敗した場合には、提出義務違反として扱われる）。

[B.2.3項の解説:必要なのは、競技者に対し後続的な検査未了又は提出義務違反が追及される前に、競技者に1回の検査未了又は提出義務違反について通知することだけである。特に、競技者に対し2回目の検査未了又は提出義務違反を追及するのに先立ち、1回目の検査未了又は提出義務違反に関する結果管理手続を完了させる必要はない。]

B.2.4 競技者は、結果管理機関が、以下に掲げるすべての事項を証明できる場合に限り、検査未了を行ったと認定される。

- a) 競技者が、登録検査対象者リストに含まれる対象として指名されたという通知を受けた場合において、居場所情報提出で指定された60分の時間枠中に、当該時間枠について指定された場所における検査に応じられなかったときは、競技者が検査未了の責任を負う旨を告知されたこと。

- b) DCO が、四半期におけるいずれかの日に、当該日に関する競技者の居場所情報提出において指定された 60 分の時間枠の間に、当該時間枠について指定された場所を訪れたことによって、競技者に対して検査を試みたこと。
- c) 指定された 60 分の時間枠の間、DCO が、競技者に対して検査の事前通告を行うこと以外に、競技者の居場所を特定するために、当該状況の下で（すなわち、当該場所の性質を鑑みて）合理的と思われる行動をとったこと。

[B.2.4 項 (c) の解説：電話をかけることは、義務ではなく裁量的なものであり、検体採取機関の絶対的な裁量に完全に委ねられていることから、電話をかけたか否かの証拠は、検査未了成立のための要件とはならず、電話をかけなかったことは、競技者に対して、検査未了の主張に対する抗弁を与えるものではない。]

- d) B.2.3 項の定めが該当しないか又は（該当する場合には）その定めを満たすこと、並びに
- e) 指定された 60 分の時間枠の間に、指定された場所において競技者が検査に応じなかったことにつき、少なくとも過失があったこと。上記との関係において、競技者は、B.2.4 項 (a) から (d) までに規定された事項が証明された場合には、当該過失があったものと推定される。この推定に対しては、(i) 当該時間枠の間、当該場所において検査に応じなかったこと、及び、(ii) 関連日における、指定された 60 分の時間枠の間において、代わりに検査に応じることのできる別の場所を通知するための直近の居場所情報提出の更新を怠ったことについて、自らの側にはかかる不履行を引き起こした又はその一因となった過失行為が何ら存在しないことを当該競技者が立証することによってのみ反証が可能である。

B.3 居場所情報関連義務違反の可能性のための結果管理

B.3.1 世界規程第 7.1.6 項に従い、居場所情報関連義務違反の可能性との関係において、結果管理機関は、対象の競技者の居場所情報提出先の国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関とする。

[B.3.1 項の解説：競技者の居場所情報提出を受領した（そのため、居場所情報との関係では当該競技者の結果管理機関となる）アンチ・ドーピング機関が、1 回目又は 2 回目の居場所情報関連義務違反を記録した後に、当該競技者を登録検査対象者リストから除外したが、当該競技者が他のアンチ・ドーピング機関の登録検査対象者リストに残る場合（又は登録される場合）において、その他のアンチ・ドーピング機関が当該競技者から居場所情報提出の受領を開始したときには、そのアンチ・ドーピング機関が、当該競技者によるすべての居場所情報関連義務違反（最初のアンチ・ドーピング機関に記録されたものを含む）に対して、結果管理機関となる。この場合、最初のアンチ・ドーピング機関は、第二のアンチ・ドーピング機関が更なる居場所情報関連義務違反を記録した場

合に、第二のアンチ・ドーピング機関が世界規程第2.4項違反としてB.3.4項に従い競技者に対する手続を行うにあたり必要なすべての情報を取得できるよう、最初のアンチ・ドーピング機関が記録した関連期間における居場所情報関連義務違反に関するすべての情報を、第二のアンチ・ドーピング機関に対して提供するものとする。]

B.3.2 居場所情報関連義務違反が発生したとみられる場合には、結果管理は、以下のとおり進めるものとする。

- a) 競技者を検査する試みにより明白な居場所情報関連義務違反が発覚した場合には、検査管轄機関はDCOから試みの失敗に関する報告を適時に取得するものとする。検査管轄機関が結果管理機関と異なる場合には、検査管轄機関は試みの失敗に関する報告を結果管理機関に遅滞なく提供し、その後、明白な居場所情報関連義務違反に関してDCOから情報を取得するに際し、必要に応じ、結果管理機関を支援するものとする。
- b) 結果管理機関は、(提出義務違反の場合には) B.2.1項の要件の一切、又は(検査未了の場合には) B.2.4項の要件の一切が充足されているか判断するために、(DCOの提出した試みの失敗に関する報告を含む) ファイルを適時に審査するものとする。結果管理機関は、この作業について支援するために、第三者(例えば、その検査の試みが提出義務違反の発覚につながり又は検査未了の原因となったDCO)から、必要に応じ、情報を収集するものとする。
- c) 結果管理機関において、関連要件のいずれかが満たされていない(居場所情報関連義務違反が認定されるべきでない)と結論づけた場合、かかる決定の理由とともに、WADA、国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関(適用される方)及び居場所情報関連義務違反を明らかにしたアンチ・ドーピング機関に対し、その旨を通知するものとする。これらの各機関は、世界規程第13条に従い、かかる決定に対する不服申立てをする権利を有する。
- d) 結果管理機関が、B.2.1項(提出義務違反)及びB.2.4項(検査未了)に定める該当する要件の一切が充足された旨結論づけた場合には、当該結果管理機関は、明白な居場所情報関連義務違反の日から14日以内に競技者に通知するものとする。当該通知は競技者が意味ある回答ができるよう、当該明白な居場所情報関連義務違反に関する十分な詳細を含むものとし、当該競技者が当該居場所情報関連義務違反を自認するか、また当該居場所情報関連義務違反を自認しない場合には自認しない理由に関する弁明を提供するよう当該競技者に連絡の上、当該競技者に回答するための合理的な期限を付与するものとする。また当該通知においては、12ヶ月間の期間中における3回の居場所情報関連義務違反は世界規程第2.4項のアンチ・ドーピング規則違反に該当し、従前の12ヶ月間に自己に対し他の居場所情報関連義務違反が記録されているか確認すべきである旨、

当該競技者に告知すべきである。提出義務違反の場合には、当該通知においては、競技者が更なる提出義務違反を避けるためには、自己が通知において特定された期限（通知を受領してから48時間以内でなければならない）までに欠如した居場所情報を提出しなければならない旨、当該競技者に告知しなければならない。

- e) 競技者が特定された期限までに回答をしなかった場合、結果管理機関は、居場所情報関連義務違反について競技者に対して通知をした旨を記録するものとする。

期限までに競技者が回答をした場合、結果管理機関は、競技者からの回答により、居場所情報関連義務違反を記録するためのすべての要件が満たされたという当初の決定を変更するか否かを検討するものとする。

- i. 変更する場合には、WADA、国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関（適用される方）及び居場所情報関連義務違反を明らかにしたアンチ・ドーピング機関に対し、かかる決定の理由とともに、その旨を通知するものとする。これらの各機関は、世界規程第13条に従い、かかる決定に対する不服申立てをする権利を有する。
- ii. 変更されない場合には、結果管理機関は競技者に（理由とともに）かかる旨を通知し、当該競技者が結果管理機関の決定について不服審査を要請することのできる合理的な期限を特定するものとする。試みの失敗に関する報告は、手続のより早期において競技者に提供されていなかった場合には、かかる時点において当該競技者に提供されるものとする。
- f) 競技者が特定された期限までに不服審査を要請しない場合、結果管理機関は、競技者に通知された居場所情報関連義務違反を記録するものとする。競技者が、期限までに不服審査を要請した場合、書面のみをに基にし、明白な居場所情報関連義務違反の評価に関与したくない1名以上の者により、審査を行うものとする。不服審査の目的は、居場所情報関連義務違反を記録するための関連要件すべてが満たされたか否かを新たに判断することにある。

- g) 不服審査を経て、居場所情報関連義務違反を記録するための関連要件のすべてが満たされたものではないという結論になった場合、結果管理機関は、理由とともに、WADA、国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関（適用される方）及び居場所情報関連義務違反を明らかにしたアンチ・ドーピング機関に対し、その旨を通知するものとする。これらの各機関は、世界規程第13条に従い、かかる決定に対する不服申立てをする権利を有する。他方、居場所情報関連義務違反を記録するための関連要件のすべてが満たされたという結論になった場合、結果管理機関は、競技者にその旨を通知し、当該競技者に対して通知された居場所情報関連義務違反を記録するものとする。

B.3.3 結果管理機関は、競技者に対する居場所情報関連義務違反を記録する決定については、WADA 及びすべての関連するアンチ・ドーピング機関に対して、秘密を保持して、ADAMS を通じて、速やかに報告するものとする。

[B.3.3 項の解説：誤解を避けるために言及すると、結果管理機関は、(検査計画目的のため等)適切であると考えた場合、結果管理手続のより早い段階において、明白な居場所情報関連義務違反について他の関連するアンチ・ドーピング機関に対し(厳秘扱いで)通知する権限がある。さらに、アンチ・ドーピング機関は、自己の活動に関する一般的な統計的報告書を発行して、自己の管轄下の競技者の特定の期間の居場所情報関連義務違反総数を一般的な形で開示することができる。但し、関連する競技者の身元が明らかになるおそれのある情報については、一切公開しないものとする。アンチ・ドーピング機関は、世界規程第 2.4 項の手続前に、特定の競技者について居場所情報関連義務違反の記録が存在するか(若しくは存在しないか)(又は特定の競技につき競技者に対する居場所情報関連義務違反が存在しているか(若しくは存在していないか))を一般開示すべきではない。]

B.3.4 競技者がいずれかの 12 ヶ月の期間内に 3 回の居場所情報関連義務違反を行ったことが記録された場合、結果管理機関は、当該競技者に対して、世界規程第 2.4 項違反である旨主張して、「結果管理に関する国際基準」の第 5.3.2 項に従い、競技者その他のアンチ・ドーピング機関に通知し、「結果管理に関する国際基準」の第 5 条以下に従い結果管理を進めるものとする。結果管理機関が、いずれかの 12 ヶ月の期間内における競技者の 3 回目の居場所情報関連義務違反の通知を WADA が受領した日から 30 日以内に、競技者に対する手続を進めなかった場合、世界規程第 13.2 項に定める不服申立ての権利との関係では、結果管理機関はアンチ・ドーピング規則違反が行われていない旨決定したものとみなされる。

B.3.5 世界規程第 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張された競技者は、当該主張が世界規程第 8 条並びに「結果管理に関する国際基準」の第 8 条及び第 10 条に従い、十分な証拠に基づく聴聞会において決定される権利を有するものとする。聴聞パネルは、結果管理手続において下された、居場所情報関連義務違反その他につきなされた弁明が十分なものか否かに関する判断には拘束されないものとする。その代わり、聴聞パネルが十分満足するよう、疑惑がかかった各居場所情報関連義務違反についてすべての要件に該当する事実を立証する責任は、手続を行うアンチ・ドーピング機関にあるものとする。聴聞パネルが、1 回目(又は 2 回目)の居場所情報関連義務違反の疑いが要求される証明の程度に達したが、3 回目の居場所情報関連義務違反の疑いについてはかかる証明の程度に達していなかったと判断する場合、世界規程第 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反が生じたとは判断されないものとする。しかし、競技者がその後関連する 12 ヶ月の期間のうちに 1 つ(又は 2 つ)の更なる居場所情報関連義務違反を行った場合、(世界規程第 3.2.3 項

に従い) 前回の手続において聴聞パネルが満足する程度に立証された居場所情報関連義務違反と、その後競技者が行った居場所情報関連義務違反とを合算して新たな手続が開始される場合がある。

[B.3.5 項の解説: B.3.5 項の規定は、結果管理手続の初期の段階において提示することが可能であったにもかかわらず提示されなかったことを理由として、聴聞会において、競技者のために提起される異議に対するアンチ・ドーピング機関の反論を妨げることを意図するものではない。]

B.3.6 競技者が世界規程第 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の判断は、以下の措置を伴う。(a) 世界規程第 10.3.2 項(最初の違反)又は世界規程第 10.9 項(後続的な違反)に従った、資格停止期間の賦課、及び (b) 世界規程第 10.10 項(公平性により別途要請される場合を除き、失効する)に従った、世界規程第 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反の日から暫定的資格停止又は資格停止期間の開始までに競技者により獲得された個人成績の一切の失効(メダル・得点・褒賞の剥奪を含む)。これらの目的において、アンチ・ドーピング規則違反は、聴聞パネルが、行われた旨判断した 3 回目の居場所情報関連義務違反の日に発生したものとみなされる。該当する期間中に競技者が競技したチームの成績に対する、個人の競技者による世界規程第 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反の影響は、世界規程第 11 条に従い判断されるものとする。

付属文書 C –アスリート・バイオロジカル・パスポートのための結果 管理要件及び手続

C.1 運営管理

C.1.1 本付属文書におけるすべての要件及び手続は、明示的に示され又は文脈上黙示される場合を除き、アスリート・バイオロジカル・パスポートのあらゆるモジュールに適用される。

C.1.2 これらの手続は、パスポート保有機関に代わってアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットにより運営され、管理されるものとする。アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、適切な場合にパスポート保有機関のために対象勧告を促進し、又は必要に応じエキスパートに照会するために、プロフィールを初期的に審査するものとする。バイオロジカル・データの管理及びコミュニケーション、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの報告及びエキスパート審査は、適切などおり更なるパスポート検査を調整するために、ADAMS に記録され、競技者に対し検査権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と共有するために、パスポート保有機関により共有されるものとする。アスリート・バイオロジカル・パスポートの管理及びコミュニケーションのための主要な要素は、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの報告がADAMS になされることであり、これは競技者のパスポートの現在の状況の概要(最新の対象勧告及びエキスパート審査の要約を含む。)を提供する。

C.1.3 本付属文書は、競技者のパスポートの審査に関する段階的なアプローチについて規定している。

- a) 審査は、Adaptive Model を適用することにより開始する。
- b) アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告の場合、又は、審査を行うことが他の理由により正当化されるとアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットが判断した場合には、エキスパートは、初期審査を実施し、当該時点で入手可能な情報に基づいて評価する。
- c) 「ドーピングの可能性濃厚」という初期審査の場合には、パスポートは、初期審査を行ったエキスパートを含む3名のエキスパートによる審査の対象となる。
- d) 3人のエキスパートが「ドーピングの可能性濃厚」との旨同意した場合には、アスリート・バイオロジカル・パスポート書類を作成することにより手続が継続する。
- e) アスリート・バイオロジカル・パスポート書類を含む、当該段階で入手可能なすべての情報の審査の後においてもエキスパートの意見が維持された場合には、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告は、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットにより、パスポート保有機関に報告される。

- f) 競技者は、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告を通知され、弁明する機会を与えられる。
- g) 競技者により提供された弁明をレビューした後に、エキスパートが、競技者が禁止物質又は禁止方法を使用した可能性が非常に高い旨の全員一致の結論を維持した場合には、パスポート保有機関によって、競技者に対しアンチ・ドーピング規則違反が主張される。

C.2 初期審査段階

C.2.1 Adaptive Model による審査

C.2.1.1 ADAMS では、Adaptive Model は、アスリート・バイオロジカル・パスポートの生物学的マーカー上のデータを自動的に処理する。これらのマーカーは、最もドーピングに特有であるものと定義される主要評価項目、及び、他のマーカーと独立して又はその組み合わせによりドーピングを裏づける証拠を提供する副次評価項目を含む。Adaptive Model は、ある個人が、通常の生理的状態の場合に一連のマーカーの値が入ると予想される範囲を示す。0.5 パーセントイルから 99.5 パーセントイルまでの範囲が 99% の範囲であり、99% の範囲外が異常値である（異常値は通常の生理的変動によるものである可能性が 100 分の 1 以下であるということの意味する）。99% の特異度で、血液の及びステロイドのアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告が判定される。通常の範囲からの連続した逸脱（連続したアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告）の場合には、適用される特異度は、99.9% である（当該結果が通常の生理的変化による可能性が 1000 の 1 以下であるということの意味する。）

C.2.1.2 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告とは、ADAMS 内で Adaptive Model により生成された結果であり、通常の生理的状態であることを前提とした上で、主要評価項目の値が競技者の個人内変動の範囲外であるか、又は副次評価項目の値の長期的なプロファイルが予期された範囲外であること（連続した逸脱）を示す。アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告は、さらなる注意と審査が必要である。

C.2.1.3 アスリート・パスポート・マネジメント・ユニット は、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告がない場合（以下の C.2.2.4 項を参照すること。）にも、エキスパート にパスポートを提出することができる。

C.2.1.4 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告—血液モジュール

C.2.1.4.1 血液モジュールについて、Adaptive Model は、2つの主要評価項目（ヘモグロビン濃度（HGB）及び刺激指数オフスコア（OFFS））、並びに、2つの副次評価項目（網状赤血球パーセンテージ（RET%）及び異常血液プロファイルスコア（ABPS））を、ADAMS において自動的に処理する。アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告は、直近の検査の HGB 及び／又は OFFS の値が、予期される個人内変動の範囲外となる場合に生成される。さらに、直近 5 回（までの有効な HGB 及び／又は OFFS の値から構成される長期的なプロファイルが Adaptive Model が定

める範囲から逸脱する場合にも、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告として考慮される（連続したアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告）。アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告は、主要なマーカーであるHGB及びOFFSの値、又はそれらの一連の値に基づいて、Adaptive Modelのみにより生成される。

C.2.1.4.2 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告の場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、検体又は付随する尿検体が赤血球造血に影響を与える物質の分析の対象となるべきか、結果管理機関（又は該当する場合には検査管轄機関）に対し、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの報告において、又は適切な場合にはパスポート保有機関を通じて、連絡するものとする。また、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、Adaptive Modelが副次評価項目RET%及び／又はABPSに異常を発見した場合には、赤血球造血に影響を与える物質の分析のために、勧告を提供すべきである。

C.2.1.5 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告—ステロイド・モジュール

C.2.1.5.1 ステロイド・モジュールに関しては、主要評価項目、T/Eの比率、及び4つの副次評価項目、A/T、A/Etio、5 α Adiol/5 β Adiol及び5 α Adiol/Eの比率を自動的に処理する。

C.2.1.5.2 微生物による重大な変質の兆候を示した検体から生ずる比率、及び、内因性蛋白同化男性性化ステロイド薬のためのテクニカルドキュメント（TDEAAS）が定めるところに従い、一方又は両方の密度が分析機関により正確に測定されなかった比率は、Adaptive Modelによって処理されるべきではない。分析機関が、検体におけるグルクロニドエタノールの存在といったステロイドプロファイルの変化を別途引き起こす要因を報告する場合、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、ステロイドプロファイルが引き続き有効であり、Adaptive Modelによって処理されることが可能か否か、及び、検体の確認分析手続（TDEAAS参照）に入るべきか否かを評価するものとする。

C.2.1.5.3 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告は、T/E比率の値が预期される個人内変動の範囲外となった場合に生成される。加えて、T/E比率の直近5回（まで）の有効な値により構成される「長期的なステロイドプロファイル」が、Adaptive Modelによって決定されるべきところに従い、预期される範囲から逸脱した場合には、非定型なものと考えられる（連続するアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告）。

C.2.1.5.4 「長期的なステロイドプロファイル」の場合には、非定型的に高いT/E値に起因したアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告では、TDEAASが定めるところに従い、ADAMSを通して、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告の確認分析手続要求通知が出される。Adaptive Modelにより、「ステロイドプロファイル」の他の比率（A/T、A/Etio、5 α Adiol/5 β Adiol、5 α Adiol/E）について、異常と判断される場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの報告において、又は適切な場合にはパスポート保有機関を通して、検体の確認分析手続に入るべきか否か、結果管理機関（又は、該当する場合には、検査管轄機関）に助言するものとする。

C.2.1.6 疑わしいステロイドプロファイル・ステロイド・モジュール

C.2.1.6.1 検体がパスポートにおける最初かつ唯一の結果を構成する場合、又は検体を *ADAMS* においてドーピング・コントロール・フォームと照合することができない場合には、当該検体のステロイドプロファイルが TD EAAS において確立された SSP 基準のいずれかを充足するときには、*ADAMS* は当該結果を疑わしいステロイドプロファイル (SSP) として警告し、分析機関及び検査管轄機関は *ADAMS* から SSP 確認分析手続結果 (CPR) の通知を受領する。かかる場合において、検査管轄機関は、分析機関からの相談の上、当該 SSP 結果が分析機関により確認されるか否かにつき、7日以内に書面により確認するものとする。検査管轄機関は、決定に達するために、場合により自己の APMU 又はパスポート保有機関と相談することができる。検査管轄機関が確認分析手続を進めないよう分析機関に助言した場合には、検査管轄機関は当該決定の理由を分析機関に提供するものとし、分析機関はこれに従い検体に関する *ADAMS* の検査報告を更新するものとする。検査管轄機関からの正当化がなされなかった場合には、分析機関は確認分析を進めるものとする (更なる詳細については、TD EAAS を参照すること)。

C.2.1.7 WADA のアスリート・バイオロジカル・パスポートの要件からの乖離

C.2.1.7.1 検体採取、搬送及び分析が、WADA のアスリート・バイオロジカル・パスポートの要件に適合しない場合には、当該不適合により影響を受ける検体から取得された生物学的結果は、Adaptive Model の計算において考慮されてはならない (例えば、ある搬送条件において、RET% は影響されるが HGB は影響されない)。

C.2.1.7.2 不適合により影響を受けないマーカーの結果は、なお、Adaptive Model の計算において考慮することができる。かかる場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、当該結果が採用されることを裏付ける具体的な説明を行うものとする。すべての場合において、検体は、競技者のパスポートに記録され続けるものとする。エキスパートは、当該不適合の影響を考慮した際にその結果が有効に裏付けられる場合には、すべての結果をその結論に採用することができる。

C.2.2 最初のエキスパート審査

C.2.2.1 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告を生じさせた、又は、審査を行うことが別途正当化されるパスポートは、*ADAMS* における審査のため、アスリート・マネジメント・ユニットにより、エキスパートに送付されるものとする。これは、*ADAMS* におけるアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告が生じた日から7営業日以内に行われるべきである。パスポートの審査は、エキスパートが競技者の身元に左右されないように、入手可能な、パスポート及び他の基本情報 (例えば、競技会日程) に基づいて行われるものとする。

[C.2.2.1 項の解説：分析機関により付与された結果が非定型的に高い T/E の値に起因するアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告を示す場合には、検体は、GC/C/IRMS 分析を含む確認分析手続を経る。GC/C/IRMS 確認分析手続の結果が陰性又は判断不能な場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットはエキスパート審査を求めるものとする。アスリート・パスポート・マネジメント・ユニット又はエキスパート審査は、GC/C/IRMS 確認分析手続の結果、違反が疑われる分析報告 (AAF) が出される場合には、必要ではない。]

C.2.2.2 パスポートが直近にエキスパートの審査を受け、パスポート保有機関が具体的なマルチ検体検査戦略を競技者に対して実行中の場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、計画された一連の検査が完了するまで、この文脈において収集された検体の 1 つに起因したアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告を発生させるパスポートの審査を遅らせることができる。かかる状況において、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの報告において、パスポートの審査を遅らせる理由を明確に示すものとする。

C.2.2.3 パスポートの初めてかつ唯一の結果が Adaptive Model によりアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告として目印を付けられた場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、初期的なエキスパート審査を開始する前に、追加の検体を採取するよう勧告することができる。

C.2.2.4 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告がない場合の審査

C.2.2.4.1 パスポートが別途レビューを正当化する他の要素を含む場合には、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告がないときにおいても、パスポートはエキスパート審査のために送付されることができる。

これらの要素は以下のものを含みうるが、これらに限られない。

- a) Adaptive Model で考慮されなかったデータ
- b) マーカーの異常レベル及び／又は変異
- c) 血液パスポートの血液希釈の兆候
- d) 分析に対応する定量下限を下回る、尿のステロイド・レベル
- e) 問題となる競技者に関するインテリジェンス

C.2.2.4.2 上記で言及した状況において開始されたエキスパート審査は、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告に起因して開始されたエキスパート審査と、同じ措置に至る可能性がある。

C.2.2.5 エキスパート評価

C.2.2.5.1 エキスパートは、パスポートを評価する場合に、「正常」、「疑わしい」、「ドーピングの可能性濃厚」又は「医学的状態の可能性」の意見のいずれか1つを提供するために、当該パスポートが禁止物質又は禁止方法の使用の結果である可能性を、当該パスポートが通常の生理的又は病的状態の結果である可能性と比較する。「ドーピングの可能性濃厚」の意見を出すためには、エキスパートは、当該パスポートが禁止物質又は禁止方法の使用の結果である可能性が、当該パスポートが通常の生理的又は病的状態の結果である可能性よりも高いという結論に達するものとする。

[C.2.2.5.1 項の解説：競合する意見を評価する場合には、各命題の尤度（もってもらしさ）は、当該命題のために入手可能な証拠に基づきエキスパートにより評価される。エキスパートの意見を最終的に決定づけるのは、競合する命題の相対的な尤度（即ち、尤度比）であることが認識されている。例えば、エキスパートが、パスポートが禁止物質又は禁止方法の使用の結果である可能性が非常に高いと考える場合、「ドーピングの可能性濃厚」の評価をするためには、当該エキスパートが、それが通常の生理的又は病的状態の結果である可能性が低いと考えることが必要である。同様に、エキスパートが、パスポートが禁止物質又は禁止方法の使用の結果である可能性が高いと考える場合には、「ドーピングの可能性濃厚」の評価をするためには、当該エキスパートが、それが通常の生理的又は病的状態の結果である可能性が非常に低いと考えることが必要である。]

C.2.2.5.2 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告がない場合に「ドーピングの可能性濃厚」の結論に達するためには、エキスパートは、パスポートが禁止物質又は禁止方法の使用の結果であり、パスポートが通常の生理的又は病的状態の結果である可能性が非常に低いと考えるものとする。

C.2.3 初期審査の結果

初期審査の結果に応じて、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは以下の措置をとる。

<u>エキスパートの評価</u>	<u>アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの措置</u>
「正常」	通常の検査計画を継続する。
「疑わしい」	必要に応じて、特定対象検査、検体分析及び／又は更なる情報を要請するために <u>パスポート保有機関</u> に勧告する。
「ドーピングの可能性濃厚」	本付属文書 C の C.2 項に従い、最初の <u>エキスパート</u> を含む、3 名の <u>エキスパート</u> により構成されるパネルに、 <u>パスポート</u> を送付する。
「医学的状態の可能性」	<u>パスポート保有機関</u> を通じて可及的速やかに <u>競技者</u> に通知する（又は他の <u>エキスパート</u> に送付する。）。

[C.2.3 項の解説：アスリート・バイオロジカル・パスポートは、禁止物質又は禁止方法の使用の可能性を検出するツールであって、健康診断又は医学的なモニタリングを意図するものではない。パスポート保有機関は、競技者が、定期的な健康管理を受け、また健康管理の目的のためにアスリート・バイオロジカル・パスポートに依存しないように、競技者を教育することが重要である。上記に関わらず、エキスパートの判断によれば、パスポートが病状の可能性を示す場合には、パスポート保有機関は、競技者に通知するべきである。

C.3 3名のエキスパートによる審査

C.3.1 後続の段階で提供される他の説明を待って、初期審査において任命されたエキスパートが「ドーピングの可能性濃厚」と考える場合には、パスポートは、審査のために、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットから2名の追加のエキスパートに送付されるものとする。これは初期審査の報告から7日以内に行われるべきである。これらの追加の審査は、初期審査についての情報なく行われるものとする。これら3名のエキスパートは、直ちに、初期審査で任命されたエキスパート及びこれら2名の他のエキスパートにより構成される「エキスパートパネル」を構成する。

C.3.2 3名のエキスパートによる審査は、本付属文書 C.2.2 項で示されたものと同じ手順に従わなければならない（該当する場合）。この3名のエキスパートは、ADAMSでそれぞれ報告を提供するものとする。これは、要請を受領した後、7日以内に実施されるべきである。

C.3.3 アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、エキスパートと連携し、後続的なエキスパートによる評価についてパスポート保有機関に連絡することについて責任を負う。エキスパートは、特に病気、競技会日程及び／又は検体の分析結果に関連する情報等、自己の審査のために当該エキスパートが重要であると考えるところにより、更なる情報を要請することができる。当該要請は、パスポート保有機関を通してアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットに向けられる。

C.3.4 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告を宣言するのに向けてさらに進むためには、3名のエキスパートの間で意見が全員一致することが必要である。これは、3名のエキスパート全員が「ドーピングの可能性濃厚」の意見を付与することを意味する。エキスパートの結論には、3名のエキスパートが同じデータをもって競技者のパスポートを評価して達する必要がある。

[C.3.4 項の解説：3名のエキスパートの意見は、異なるデータに基づき、長時間をかけて積み上げていくことはできない。]

C.3.5 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告がない場合に「ドーピングの可能性濃厚」という結論に達するためには、エキスパートパネルは、パスポートが禁止物質又は禁止方法の使用の結果の可能性が高く、当該パスポートが通常の生理的状態の結果である可能性があることを支える合理的な仮説が存在せず、かつ、それが病的状態の結果である可能性が非常に低いという意見に、全会一致で達しなければならない。

C.3.6 2名のエキスパートがパスポートを「ドーピングの可能性濃厚」と評価し、3人目のエキスパートが「疑いあり」と評価しより多くの情報を求める場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、自己の意見を最終化する前にエキスパートパネルと相談するものとする。当該グループは適切な外部のエキスパートから助言を求めることもできるが、これは競技者の個人情報を厳格に守秘して行わなければならない。

C.3.7 3名のエキスパートの間で全員一致の意見に達することができない場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットはパスポートを「疑いあり」として報告し、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの報告を更新し、パスポート保有機関が必要に応じて追加の検査を行い及び／又は競技者に関するインテリジェンスを収集する（「情報収集及びインテリジェンス共有に関するガイドライン」参照）よう勧告するものとする。

C.4 電話会議、アスリート・バイオロジカル・パスポート書類の編集及び共同エキスパート報告

C.4.1 3名のエキスパート全員により「ドーピングの可能性濃厚」の全会一致の意見が付与された場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットはADAMSのアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの報告において「ドーピングの可能性濃厚」との評価を宣言するものとし、アスリート・バイオロジカル・パスポート書類の編集（アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットのためのテクニカルドキュメントを参照すること。）、及び、共同エキスパート報告の起草を進めることを含む、当該事案の次の手順を開始するために、エキスパートパネルとの電話会議を手配するものとする。この電話会議の準備として、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、エキスパートと共有するために関連する可能性のある情報（例えば、疑いのある分析報告、関連するインテリジェンス及び関連する病態生理学的情報）を編集するために、パスポート保有機関と連携すべきである。

C.4.2 アスリート・バイオロジカル・パスポート書類が一旦完成したら、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットはこれをエキスパートパネルに送付するものとし、エキスパートパネルはこれを審査し、3名のエキスパート全員により署名される共同エキスパート報告を提供する。共同エキスパート報告における結論は、パスポート保有機関が介入することなくこれに達するものとする。必要があれば、エキスパートパネルは、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットから補充情報を要請することができる。

C.4.3 この段階において、競技者の身分には言及されないが、競技者を特定するために具体的な情報が提供されることができるとは認められている。これは、この手続の有効性に何ら影響を与えない。

C.5 アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の発行

C.5.1 エキスパートパネルが「ドーピングの可能性濃厚」という自己の全会一致の見解を追認した場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の陳述書、アスリート・バイオロジカル・パスポート書類及び共同エキスパート報告を含む、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑わ

れる報告をADAMSにおいて宣言するものとする。

C.5.2 パスポート保有機関は、アスリート・バイオロジカル・パスポート書類及び共同エキスパート報告を審査した後に、以下のことを行うものとする。

- a) 第 5.3.2 項に従い、競技者に対し、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告について通知する。
- b) 競技者に対し、アスリート・バイオロジカル・パスポート書類及び共同エキスパート報告を提供する。
- c) パスポート保有機関に提供されたデータについて、競技者が、適時に自分自身の弁明を行うよう、当該競技者に勧める。

C.6 競技者からの弁明の審査及び規律手続

C.6.1 特定の期限内に受領されるべき競技者からの弁明及び補充情報を受領し次第、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、エキスパートパネルがパスポート保有機関及びアスリート・パスポート・マネジメント・ユニット両者と協調して意見を表明するために必要と考える追加情報とともに、当該弁明及び補充情報を審査のためにエキスパートパネルに伝達するものとする。この段階では、審査はもはや匿名では行われぬ。エキスパートパネルは、事案を再評価又は改めて主張し、次のいずれかの結論に達する。

- a) パスポートの情報及び競技者による弁明に基づけば、エキスパートが「ドーピングの可能性濃厚」という意見に全会一致で到達した、又は、
- b) 入手可能な情報に基づいて、エキスパートが上記の「ドーピングの可能性濃厚」という全会一致の意見に到達することができなかった。

[C.6.1 項の解説：このような再評価は、競技者が何らの弁明を提供しない場合にも行われるものとする。]

C.6.2 エキスパートパネルが C.6.1 項 (a) に定める意見を表明した場合には、その後、パスポート保有機関は、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットより通知を受け、第 7 条に従い競技者を責任追及し、国際基準に従い結果管理を継続するものとする。

C.6.3 エキスパートパネルが C.6.1 項 (b) に定める意見を表明した場合には、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットは、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの報告を更新し、必要に応じて、パスポート保有機関に対し、追加検査の実施及び／又は競技者に関するインテリジェンスの収集（「情報収集及びインテリジェンス共有に関するガイドライン」参照）を行うよう勧告するものとする。パスポート保有機関は、競技者及び WADA に審査の結果を通知するものとする。

C.7 パスポートのリセット

C.7.1 競技者がパスポートに基づいてアンチ・ドーピング規程違反を行ったことが判明した場合には、当該競技者のパスポートは、関連する資格停止期間の開始時期にパスポート保有機関によりリセットされるものとし、新しいバイオロジカル・パスポート ID が ADAMS において割り当てられるものとする。これにより、アスリート・パスポート・マネジメント・ユニット及びエキスパートパネルによって将来実施される可能性のある審査において、競技者の匿名性が維持される。

C.7.2 競技者がアスリート・バイオロジカル・パスポート以外の根拠に基づきアンチ・ドーピング規則違反を行った旨判断された場合には、禁止物質又は禁止方法が血液又はステロイドのマーカ
ーの改変をそれぞれ発生させた場合（例えば、蛋白同化男性化ステロイド薬について報告された AAF については、ステロイドプロファイルにつきマーカ
ーに影響を与える可能性のあるもの、又は、赤血球造血刺激因子製剤若しくは輸血の使用については、血液マーカ
ーを改変するもの）を除き、血液及び/又はステロイド・パスポートは有効であり続けるものとする。
パスポート保有機関は、パスポートのリセットが必要であるか否かを決定するために、違反が疑わ
れる分析報告の後に自己のアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットと相談するものとする。
このような場合には、競技者のプロフィールは、制裁措置の開始時からリセットされる。

WORLD ANTI-DOPING CODE
INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程
結果管理に関する国際基準
2021年1月1日発効

2020年12月発行

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



スポーツくじ



スポーツ振興くじ助成事業